

入札関係書類受領書 (電子入札・紙入札共通)

入札関係の書類をホームページ又は電子調達システムからダウンロードした場合には、本票の下記太枠にご記入の上、メール又は郵送により必ずご提出ください。

ご提出がない場合、仕様の変更や他の参加予定業者様からの質問への回答等、各種のご連絡ができないおそれがあります。

<宛 先>

〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階
宮崎労働局総務部総務課 会計第1係
MAIL : miyazakikaikei@mhlw.go.jp

入札案件 名称	令和8年度 宮崎労働基準監督署外9施設における機械警備保安業務委託契約
---------	-------------------------------------

受領日 (ダウンロード日)	令和 年 月 日
事業所	名称
	所在地
担当者	氏名
	電話番号
	メールアドレス
参加入札方式 (予定)	<input type="checkbox"/> 電子調達システム <input type="checkbox"/> 紙入札 (いずれかにチェック)

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年2月6日

支出負担行為担当官

宮崎労働局総務部長 福原 正

1 競争入札に付する事項

(1) 調達件名

令和8年度 宮崎労働基準監督署外9施設における機械警備保安業務委託契約

(2) 調達件名の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間又は履行期限

契約締結日から令和9年3月31日まで。

(4) 履行場所

仕様書による。

(5) 入札方法

入札金額は総価で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 電子調達システムの利用

本案件は、原則、電子入札によることとし、電子調達システムで行う。なお、電子調達システムにより難い者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り紙入札方式による入札を認める。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」でA、B、C又はD等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(6) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、入札書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと。

(7) 入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令（※）に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障をきたすおそれがないこと。

※ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

- (8) 入札日時点で厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 入札参加者は、入札者の提出をもって『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める者であること。
- (10) 過去1年以内に、宮崎労働局の所管した受託事業において、以下のいずれかに該当し、信頼関係を築くことが困難であって当該受託業務の遂行に支障を来すと判断されるものでないこと。
- ①契約書に基づき、受託者の責において、事業の全部若しくは一部の停止、又は契約の解除を受けたこと。
- ②契約書に基づき、監督を受け、業務実施に係る指導を受けたにもかかわらず、期日までに改善をしなかったこと。
- ③契約書に基づき、契約者からの報告書等の提出を求められたにもかかわらず、期日までに回答をしない又は回答が不十分など誠実に対応しなかったこと。
- ④契約書に基づく検査の結果、受託者の責において、業務の未履行のために不合格となったこと。
- (11) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。

3 競争執行の場所及び日時等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階
宮崎労働局総務部総務課会計第一係 電話 0985-38-8820
宮崎労働局ホームページ (<https://jsite.mhlw.go.jp/miyazaki-roudoukyoku/>)
「お役立ち情報」→「調達・売買情報」→「入札情報」→「2025年度」
電子調達システムのURL <https://www.geps.go.jp/>
- (2) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記3(1)と同じ
- (3) 入札説明書交付期間
令和8年2月6日（金）から令和8年3月9日（月）まで
- (4) 競争参加資格確認関係書類の受領期限及び提出場所
受領期限 令和8年3月9日（月）17時00分
提出場所 3(1)と同じ
- (5) 入札書の受領期限及び提出場所
受領期限 令和8年3月9日（月）17時00分
提出場所 3(1)と同じ
- (6) 開札の日時及び場所
日時 令和8年3月10日（火）14時00分
場所 宮崎労働局総務部総務課会議室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加する者は、あらかじめ、宮崎労働局の交付する仕様書を受け、仕様内容に応じた契約を締結できるようにすること。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者、その他入札の条件に違反した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要。原則、電子契約による。

(6) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、会計法第29条の6の規定により、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、最低価格の入札者を落札者としない場合がある。

(7) 契約締結について

契約締結日までに政府予算案（暫定予算を含む。）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。

また、暫定予算となった場合は、契約内容等に変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるので、その際は別途協議する。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) その他

詳細は入札説明書及び仕様書による。

入札説明書

「令和8年度 宮崎労働基準監督署外9施設における機械警備保安業務委託契約」の入札については、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 宮崎労働局総務部長 福原 正

2 競争入札に付する事項

(1) 調達件名

令和8年度 宮崎労働基準監督署外9施設における機械警備保安業務委託契約

(2) 履行期間又は履行期限

契約締結日から令和9年3月31日まで。

(3) 履行場所

仕様書による。

(4) 入札方法

ア 入札金額は総価で行う。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者は、仕様書等に示す業務に係る経費のほか、契約履行に要する人件費及び一切の諸経費を含めた金額の総額（以下「総価」という。）を入札金額とする。

ウ また、入札金額の内訳を記載した入札内訳書（任意様式）を提出すること。

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

3 電子調達システムの利用について

本案件は、原則、電子入札によることとし、電子調達システムで行う。

なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り、紙入札方式によることができる。

なお、電報、FAX及び電子メールによる提出は認められない。

4 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」でA、B、C又はDの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、入札書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと。
- (7) 入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令（※）に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障をきたすおそれがないこと。
※ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法
- (8) 入札日時点で厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 入札参加者は、入札者の提出をもって『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める者であること。
- (10) 過去1年以内に、宮崎労働局の所管した受託事業において、以下のいずれかに該当し、信頼関係を築くことが困難であって当該受託業務の遂行に支障を来すと判断されるものでないこと。
①契約書に基づき、受託者の責において、事業の全部若しくは一部の停止、又は契約の解除を受けたこと。
②契約書に基づき、監督を受け、業務実施に係る指導を受けたにもかかわらず、期日までに改善をしなかったこと。
③契約書に基づき、契約者からの報告書等の提出を求められたにもかかわらず、期日までに回答をしない又は回答が不十分など誠実に対応しなかったこと。
④契約書に基づく検査の結果、受託者の責において、業務の未履行のために不合格となったこと。
- (11) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。

5 入札に関する質問

- (1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、書面により提出すること。
書面の様式は任意とし、提出期限、提出先及び提出方法は以下のとおりとする。
- ア 提出期限
令和8年3月2日（月）17時00分
- イ 提出先
〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階
宮崎労働局総務部総務課会計第一係
電話番号：0985-38-8820
メールアドレス：miyazakikaikei@mhlw.go.jp
- ウ 提出方法
郵送、持参又はメールによって提出すること。
- (2) 質問に対する回答は、「入札関係書類受領書（電子入札・紙入札共通）」を提出した全ての者に、随時メール等により通知する。

6 入札への参加について

この入札に参加しようとする者は、あらかじめ、宮崎労働局ホームページ又は電子調達システムから仕様書を入手すること。

また、仕様書を入手した場合は、必ず「入札関係書類受領書（電子入札・紙入札共通）」を提出すること。

- (1) 競争参加資格確認関係書類（入札参加届等）の提出期限

令和8年3月9日（月）17時00分

- (2) 提出書類

ア 電子調達システム及び紙入札による方式とも、次の書類を提出すること。

(ア) 入札参加届（兼自己申告書）（入札様式1）

(イ) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

(ウ) 暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿（入札様式2）

(エ) 仕様書8⑥(1) 警備業務用機械装置の設置契約に係る図面及び(2)設置計画で用いる機器の明細（機器名称、機器型番及び数量明記したもの）

イ 紙入札による場合は、上記アのほか、次の書類を併せて提出すること。

(オ) 電子入札案件の紙入札方式での参加について（入札様式3）

- (3) 提出方法及び提出場所

ア 電子調達システムによる場合

上記(2)に示す書類をスキャナ等により電子データ化させて電子調達システムにより送信すること。

電子調達システムのURL <https://www.geps.go.jp/>

イ 紙入札方式による場合

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）により、上記5(1)イの場所に提出すること。

7 入札書の提出について

- (1) 提出期限

令和8年3月9日（月）17時00分

- (2) 提出書類

ア 入札書（紙入札方式による場合、入札様式4）

イ 入札金額内訳書（任意様式）

ウ 委任に関する届出書（紙入札方式用）（入札様式5）（代理人により紙入札する場合のみ）

- (3) 提出方法及び提出場所

上記6(3)と同様とする。

8 落札者の決定方法

(1) 本案件仕様書に定める要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 最低価格の入札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、または、その者と契約を締結することが公正の取引の秩序を乱す恐れがあると認められるとき、最も著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 開札日時

令和8年3月10日(火) 14時00分

(2) 開札場所

宮崎労働局総務部総務課会議室

10 その他

(1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者の氏名、住所及び落札金額等の落札結果について公表するものとする。

(2) 入札に係る注意事項

ア 開札は、指定した場所及び日時に行う。

イ 次に該当する場合の入札は、無効とする。

(ア) 指定した日時までに、指定の場所に到達しない入札

(イ) 紙入札方式によっては記名のない入札書又は要領を得ない入札書

(ウ) 紙入札方式によっては他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(エ) 本注意事項の各号に反する入札

(オ) その他、担当官において入札書が不完全と認められた場合

(カ) 上記6(2)ア(ウ)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなつたときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(キ) 競争参加資格のない者及び入札条件に違反した者の提出した入札書

ウ 上記8の落札方法により落札となるべき同数値の入札をしたものがあるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじを実施することにより、落札者を決定するものとする。

エ 再度入札

(ア) 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、ただちに再度入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、再度入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うものとする。

(イ) 紙による入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札は辞退したものとみなす。

(ウ) 再度入札は、当初の入札と同じ方法(電子入札の場合は電子入札、紙入札の場合は紙入札)で行わなければならない。

(3) 仕様書の手交を受けるにあたっての注意事項

この入札に関して担当官が手交する仕様書は、この入札に係る競争参加資格を満たした者のうち、入札に参加しようとする者に対して、仕様に関する具体的な情報を提供する手段として作成しているものであるため、目的を遂行することのほかに複製することを禁ずる。

(4) 契約関係書類の真正性の確保

押印が省略された契約関係書類が提出された場合は、以下のように取り扱う。

なお、契約書の押印は省略ができないので留意すること。

ア 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。

イ 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があり得ること。

ウ 「契約書（案）」は、確定したものではなく、契約の相手方決定後、協議の上決定することとする。

(5) 契約締結日（履行期間又は契約期間の初日）までに政府予算案（暫定予算含む）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況により、仕様の内容について変更が生じる可能性があるので、その際は別途協議する。

11 入札等に関する問い合わせ先

〒880-0805 宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階

宮崎労働局総務部総務課会計第一係

電話番号：0985-38-8820

メールアドレス：miyazakikaikei@mhlw.go.jp

◎ 様式等

- ・入札様式1 入札参加届（兼自己申告書）
- ・入札様式2 暴力団等に該当しない旨の誓約書
- ・入札様式3 電子入札案件の紙入札方式での参加について
- ・入札様式4 入札書（紙入札方式用）
- ・入札様式5 委任に関する届出書（紙入札方式用）

入札 参加届（兼自己申告書）
【電子入札・紙入札共通】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
宮崎労働局総務部長 殿

届出人	住 所	所 称
名		
入札有資格者氏名		

私は、入札説明書に基づき、次のとおり、宮崎労働局が行う入札に参加することを届け出ます。
なお、この届出に虚偽があった場合、契約解除・損害賠償の請求等について、契約後であっても一切異議は申し立てません。

【届出事項】

- 1 入札件名 令和8年度 宮崎労働基準監督署外9施設における機械警備保安業務委託契約
- 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について
- (1) 令和7・8・9年度厚生労働省競争入札参加資格（全省庁統一資格）
 【役務の提供等】の等級 () 等級
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。 はい • いいえ
- (3) 入札参加届等書類（証明書等）及び添付書類に虚偽の事実を記載していない。 はい • いいえ
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していない。 はい • いいえ
- (5) 社会保険等に加入し、入札書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がない。 はい • いいえ
- (6) 入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省所管法令違反により、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けていない。
 また、厚生労働省から指名停止の措置を受けていない。 はい • いいえ
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用している、又は障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる。 はい • いいえ
- (8) 過去1年以内に、宮崎労働局の所管した委託事業において、信頼関係を築くことが困難であって当該委託業務の遂行に支障を来すと判断されるものでないこと。 はい • いいえ

【添付書類】

- ①資格審査結果通知書（厚生労働省一般競争（指名競争）参加資格）の写し
 ②暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿（入札様式2）

暴力団等に該当しない旨の誓約書

当社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接のあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和　　年　　月　　日

住所（又は所在地）

社名

代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる（別添）資料を添付すること。

(別添)

法人（個人）名：

入札様式 3
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
宮崎労働局総務部長 殿

届出人
住 所
名 称
入札者名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式で参加いたします。

記

1 入札案件名

令和 8 年度 宮崎労働基準監督署外 9 施設における機械警備保安業務委託契約

2 電子調達システムでの参加ができない理由

入札書（紙入札業者用）

案件名 令和8年度 宮崎労働基準監督署外9施設における機械警備保安業務委託契約

入札金額 ￥

※入札金額内訳書の合計欄の金額を記入すること。なお、消費税及び地方消費税は含まない

電子くじ番号

--	--	--

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾のうえ入札します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

宮崎労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名又は代理人の氏名

備考 落札金額が同額の場合に実施する電子くじ用の任意の3桁を記載すること。

委任に関する届出書

【紙入札方式用】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
宮崎労働局総務部長 殿

届出人 住 所

名 称

入札有資格者氏名

私は、宮崎労働局が行う入札に関して、『
』を代理人と定め、下記のとおり委任します。

記

1 委任事項

- (1) 入札書の記入に関する事項
- (2) 入札書の提出に関する事項
- (3) その他、入札の場において、有資格者がなすべき事項

2 委任案件

「令和8年度 宮崎労働基準監督署外9施設における機械警備保安業務委託契約」
の入札事案について委任する。

仕 様 書

1 件名

令和8年度 宮崎労働基準監督署外9施設における機械警備保安業務委託契約

2 警備目的

警備対象物件の施設並びに施設内にある動産等の財産に係る安全確保措置として、無人時における盗難、火災等による情報の漏えい、滅失及び毀損の予防並びに早期発見による被害拡大防止をするとともに、侵入者等による違法・不当な行為を排除し、異常事態発生時に必要な措置を講ずるための機械警備業務システムを構築することを目的とする。

3 警備対象物件

別紙1『警備対象物件一覧』のとおりとする

4 機械警備業務の履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 警備業務用機械装置

原則として、現在警備対象物件に設置してある警備業務用機械装置を使用すること。ただし、現在設置している警備業務用機械装置を使用できない場合及び新たに装置を設置する必要がある場合は、「9 設置工事に係る仕様」の内容を令和8年4月1日からの機械警備業務が履行可能となるように設置すること。なお、新設警備業務用機械装置に係る設置費用については入札金額に含めること。

※令和8年3月31日24時までは既設警備業務用機械装置による機械警備業務を実施するため、新設警備業務用機械装置の設置については、既設警備業務用機械装置による機械警備業務に支障が生じないように併設すること。なお、既設警備業務用機械装置については、令和8年4月1日以降に当方の指示により、令和7年度の旧受託者にて撤去工事を実施する。

6 機械警備業務にかかる仕様

(1) 警備方法

受託者にて設置する異常感知装置、自動通報装置等の警備業務用機械装置及び受託者の警備員による対応を組み合わせた警備活動によって行う。

(2) 機械警備業務の内容

① 不審者、不法行為者の早期発見と措置

- ② 警備対象物件の異常発見、通報及び緊急措置
 - ③ 火災の早期発見
 - ④ 盗難の早期発見
 - ⑤ 警報機器類の正常作動確認、監視及び異常発報時の措置
 - ⑥ 警備業務用機械装置用に警備対象物件に設置された警備業務用機械装置の点検操作
 - ⑦ その他不測事態の防止
 - ⑧ その他警備委託者側の要望事項
- (3) 警備実施要領
- ① 警備対象物件に設置してある警備業務用機械装置を利用して、受託者の基地局及び待機所（以下「基地局等」という。）において警備対象物件への不法侵入、火災等の異常事態の発生の遠隔監視を行う。
 - ② 発生した異常事態が侵入盗難に関わる場合、その事態を阻止するための最適な措置を速やかに講じることを目的として、主たる警備業務用機械装置は発生事態について的確かつ迅速に基地局等に通報する。
 - ③ 基地局等では、警報受信機を常時監視し、警備対象物件に異常が発生したことを感知したときは、その異常の状況を的確かつ迅速に判断し、警備対象物件の安全を維持するための最良の措置を実施する。受託者の巡回警備員の出動が必要と判断した場合は、これを速やかに急行させるとともに、必要事項を指示するものとする。
 - ④ 基地局等での異常事態の確認の結果、必要と認めたときは、あらかじめ届出を受けた宮崎労働局（以下「委託者」という。）又は警備対象物件の担当者（以下「担当者」という。）へ電話にて緊急連絡するとともに、必要に応じて所轄消防署、警察署、ガス会社、電力会社等の必要な機関へ通報すること。
 - ⑤ 受託者の警備員は、基地局等と連携を密にし、基地局等の指示に基づき警備対象物件の異常事態に的確に対処し、警備目的を達成する。
 - ⑥ 警備対象物件に到着した受託者の警備員は、異常事態確認後、その拡大防止措置を講じ、受託者の基地局等にその状況を報告すること。
 - ⑦ 警備対象物件ごとの最終退庁者は、警備対象物件の防火、防犯その他の事故防止上必要な措置を行った後、警備対象物件の施錠確認を行い、警備業務用機械装置稼動の状態を確認にして退庁する。これにより警備対象物件の機械警備を開始する。
 - ⑧ 警備対象物件ごとの最初の入庁者は、警備対象物件に入庁時、機械警備業務システムを解除して入館する。これにより警備対象物件の機械警備を中断する。
 - ⑨ 機械警備業務は、上記に基づき実施するが、火災監視については24時間体制とする。
- (4) 警備実施時間中における職員の警備対象物件への臨時入庁は、警備システムを解除して入館する。解除操作を行い、セットまでの間受託者に責任は発生しないものとする。
- (5) 機械警備業務報告

受託者は、1ヶ月の機械警備業務の結果を警備記録が確認できる報告書（任意様式）として作成し、速やかに各施設の担当者に提出すること。なお、警備記録が確認できる報告書とは、警備対象物件にて日々の施錠時間及び解除時間並びに施錠及び解除に使用した警備業務用機械装置用の鍵（鍵を使用しない施設については除く）が確認できるものとする。

（6）門扉及び庁舎の鍵の保管

警備上必要な施設用の鍵及び警備業務用機械装置用の鍵（以下「鍵」という。）は、相互に預託するものとし、授受は受渡状況を把握するための書面（受託者にて作成）に基づき、その所在を確認できるようにするとともに、厳重に取り扱い保管するものとする。

また、鍵を紛失又は毀損した場合は、直ちに双方で協議の上、その損害賠償の責を負うものとし、鍵が不要になった場合は直ちに担当者へ返納する。

（7）緊急時・問題発生時の連絡及び報告

事故発生の場合及び近隣の火災が発見された場合等、緊急連絡の必要を認めた事項については、委託者にて示した連絡先に緊急通報するとともに、その詳細を文書により報告する。

なお、連絡先に変更があった場合は、担当者は速やかにその旨を受託者に連絡する。

また、情報漏えい等の問題が生じた場合は、下記10の連絡先にその問題内容について報告すること。

（8）警備業務用機械装置の説明

受託者は、警備開始にあたり、担当者及び関係者に対して事前に警備業務用機械装置に関する取り扱いについて十分な説明を行い、取り扱い方法を書面に取りまとめ、担当者及び関係者へ提出すること。

7 秘密の保持

本業務に携わる者は、業務を遂行する上で知り得た個人情報を含む各種情報について、これを本業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。また、本業務が終了した場合も同様とする。

8 設置工事に係る仕様

- ① 警備対象物件に設置された警備業務用機械装置は、発生した異常事態を受託者の監視基地局等に自動的に通報する機能を有するものとする。
- ② 警備業務用機械装置は、異常事態の発生について的確かつ迅速に基地局等へ通報するための手段として、発生した異常事態を人体温度等及び窓・扉開放等により感知する機能を有するものとする。
- ③ 使用する回線は、万一その回線が切断された場合でも、遅滞なく基地局等において認知できる機能（断線監視機能）を有するものとする。
- ④ 委託者による警備業務用機械装置の操作運用においては、複製が困難である技術を施

した専用キーを利用するものとする。また、専用キーの紛失、盗難に備え、専用キー各々を個別に使用不能とすることが可能なものとする。なお、専用キーの配布数量については、委託者が指示する枚数とする。

- ⑤ 警備業務用機械装置は、建物への不法侵入に対し感知できるよう、体系的に配備することとする。その際、以下の点について留意すること。
- イ) 外部からの侵入口になり得る箇所（出入口、窓等）に、開放の際に発報するマグネット式センサー、人体温度を感知するセンサー等の警備業務用機械装置を取り付けること。
 - ロ) その他の場所については、マグネット式センサー、人体温度を感知するセンサー等を各施設の状況に応じ効果的、かつ、効率的に取り付けることとし、無警戒地域が無いようにすること。
 - ハ) 金庫については、センサーを取り付けること。
- 二) 画像センサーは不要とする。
- ⑥ 警備業務用機械装置の設置に係る計画については、仕様書とともに配布する図面を利用して、（1）警備業務用機械装置の設置計画に係る図面及び（2）設置計画で用いる機器の明細（機器名称、機器型番及び数量明記）を作成し、令和8年2月27日（金）10時までに委託者へ提出することとする。なお、警備業務用機械装置の設置については、委託者から配布する図面を利用することとするが、詳細部分については、現状と差異がある場合を承知すること。また、一定基準以上の計画となっているか、提出された警備業務用機械装置の設置に係る計画を委託者が事前に確認できるものとし、これにより警備業務用機械装置の設置に係る計画を変更等指示する場合があることに留意する。
- ⑦ 自動通報装置は、短時間の停電時において間断なく警備が継続できるようバックアップ機能を有するものとする。また、計画的な不法行為や犯罪行為を防止するため、警報装置が接続されている電話回線が使用中であり、外部からの通話を受信している状態にあっても、これらの通話を強制的に遮断し、警報信号を優先して基地局等に送出することができる機能を有するものとする。
- ⑧ 新設警備業務用機械装置の設置工事については閉庁日を基本とするが、開庁日に工事を行う場合には通常業務に影響が出ないよう、委託者及び担当者と十分協議し行うものとする。また、来庁者、職員及び関係者の安全を確実に確保した上で行うことにして、万が一事故等が発生した場合には、委託者及び担当者に連絡の上、その指示に従うものとする。

9 その他

- （1）人件費（労働者の賃金）については、宮崎県の最低賃金を必ず確認し、かつ、契約期

間に最低賃金法による最低賃金の改定によって業務の履行確保に支障が生じることのないよう十分配慮のうえ見積るものとする。

- (2) 業務遂行中、受託者の過失により委託者が損害を被った場合、受託者は対人賠償、対物賠償各あわせて1事故10億円を限度として賠償の責任を負うこととする。
- (3) 機械警備業務システムについて、本仕様で確認できないすべての事項については、現地調査にて確認を行うこととし、現地を訪問する前に必ず現地担当者あてに連絡の上、調査日時等を決定すること。
- (4) 落札者は、契約締結前までに契約金額の内訳を示した書類を下記に提出すること。
- (5) 本仕様について疑義が生じた場合は、双方協議の上、解決を図ることとする。

10 本件に係る問い合わせ先

宮崎労働局総務部総務課 会計第一係

TEL : 0985-38-8820

警備対象物件一覧

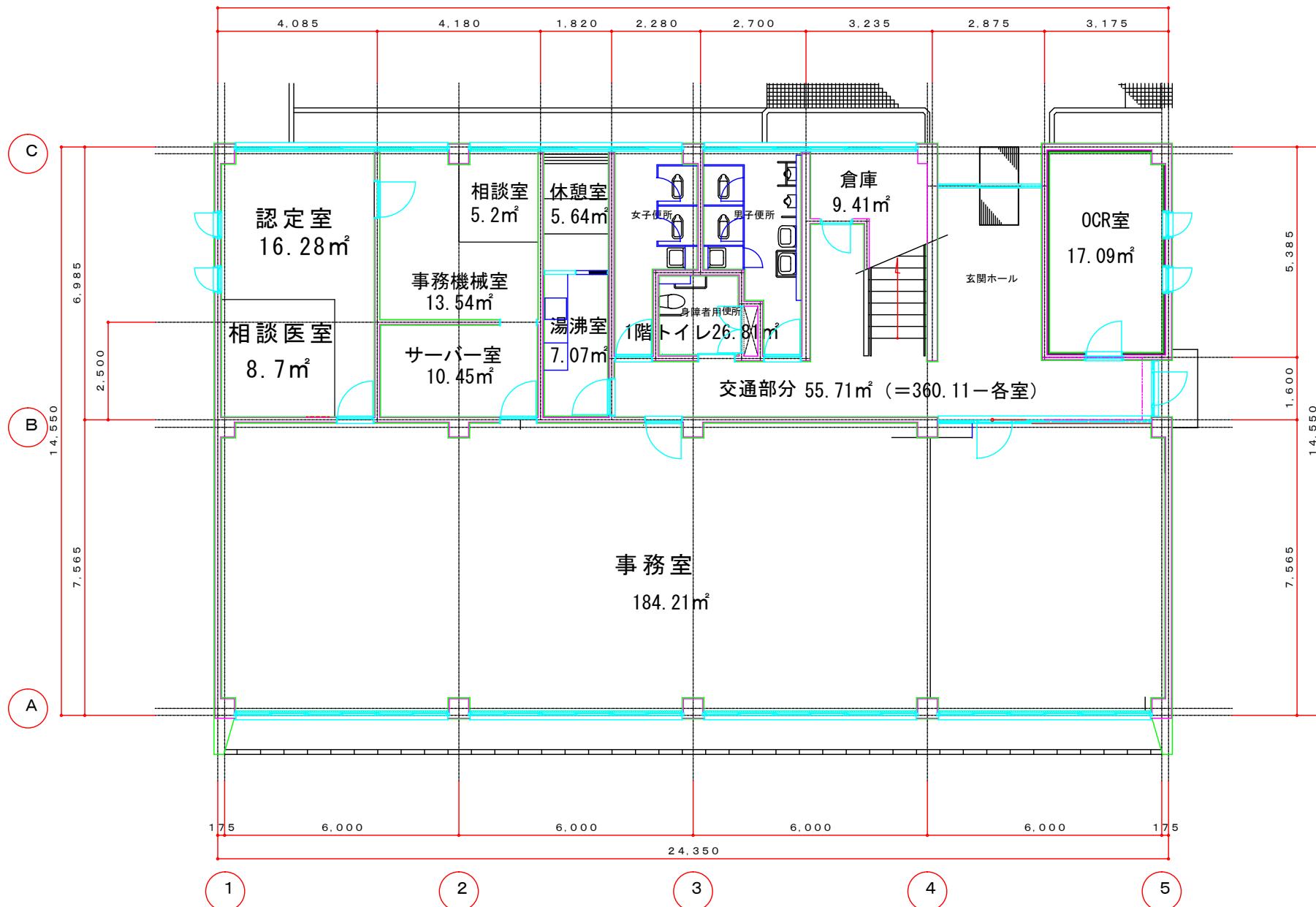
別紙1

番号	施設名	所在地	電話	連絡責任者	図面
1	宮崎労働基準監督署	宮崎市丸島町1-15	0985-29-6000	業務課長	①、②
2	延岡労働総合庁舎	延岡市大貫1-2885-1	0982-32-5435	庶務課長(延岡公共職業安定所)	③、④、⑤
3	日南労働基準監督署	日南市戸高1-3-17	0987-23-5277	監督・安衛課長	⑥、⑦
4	宮崎公共職業安定所	宮崎市柳丸町131	0985-23-2245 (51#)	庶務課長	⑧、⑨
5	日向公共職業安定所	日向市北町2丁目11番地	0982-52-4131	管理課長	⑩、⑪
6	日南公共職業安定所	日南市吾田西1丁目7番23号	0987-23-8609	管理課長	⑫、⑬、⑭
7	高鍋公共職業安定所	児湯郡高鍋町大字上江字高月8340	0983-23-0848	管理課長	⑮、⑯ ⑰、⑱
8	小林公共職業安定所	小林市大字細野367-5	0984-23-2171	管理課長	⑲
9	ハローワークプラザ宮崎	宮崎市大塚台西1丁目1-39	0985-62-4141	現地調査に係る問い合わせ先は宮崎公共職業安定所とする。	⑳
10	宮崎公共職業安定所別館会議室	宮崎市柳丸町127-3	0985-44-2571		㉑

※図面No. ⑪の法務局専有スペースは除く。

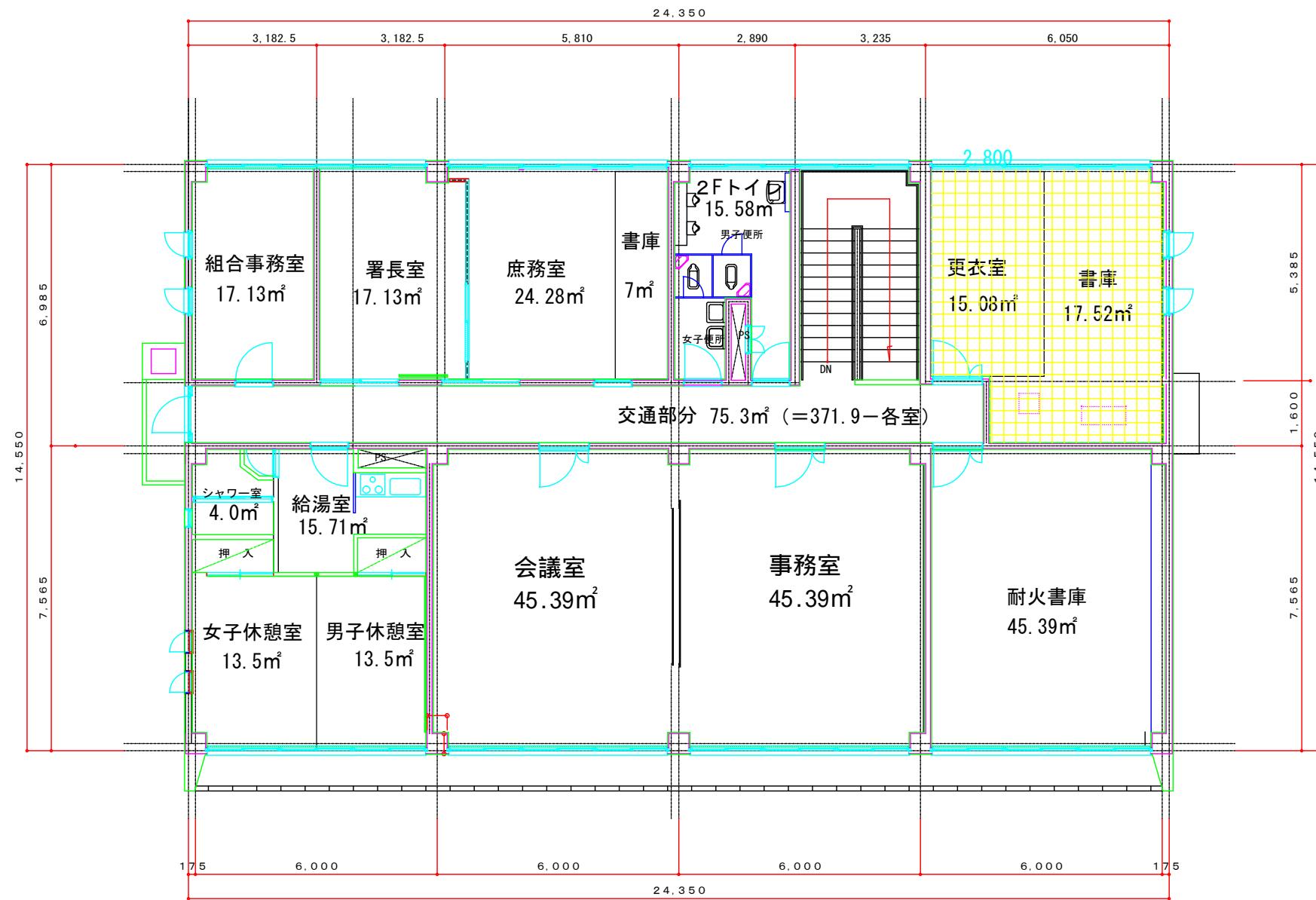
宮崎労働局

①



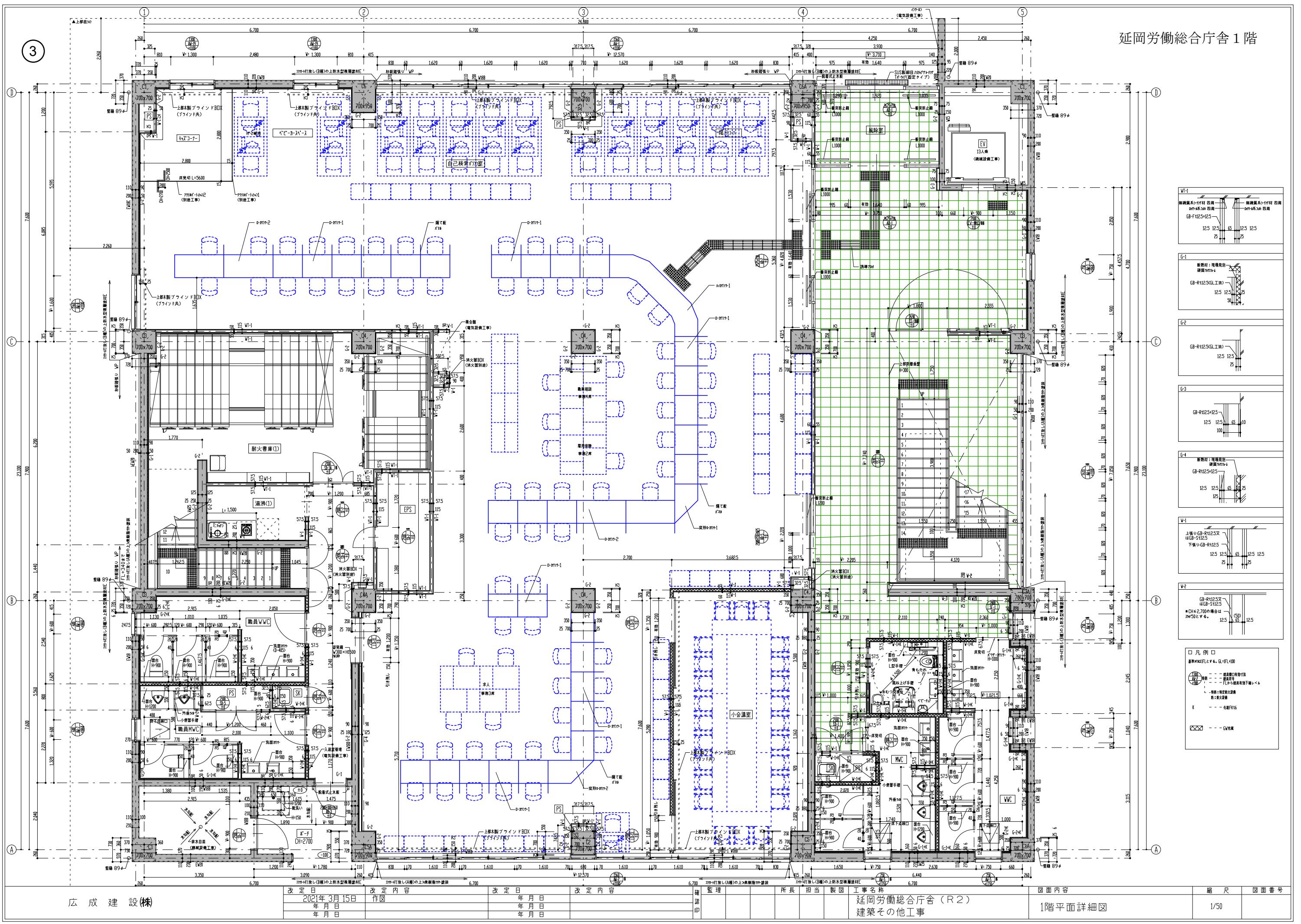
宮崎労働基準監督署 1階

2

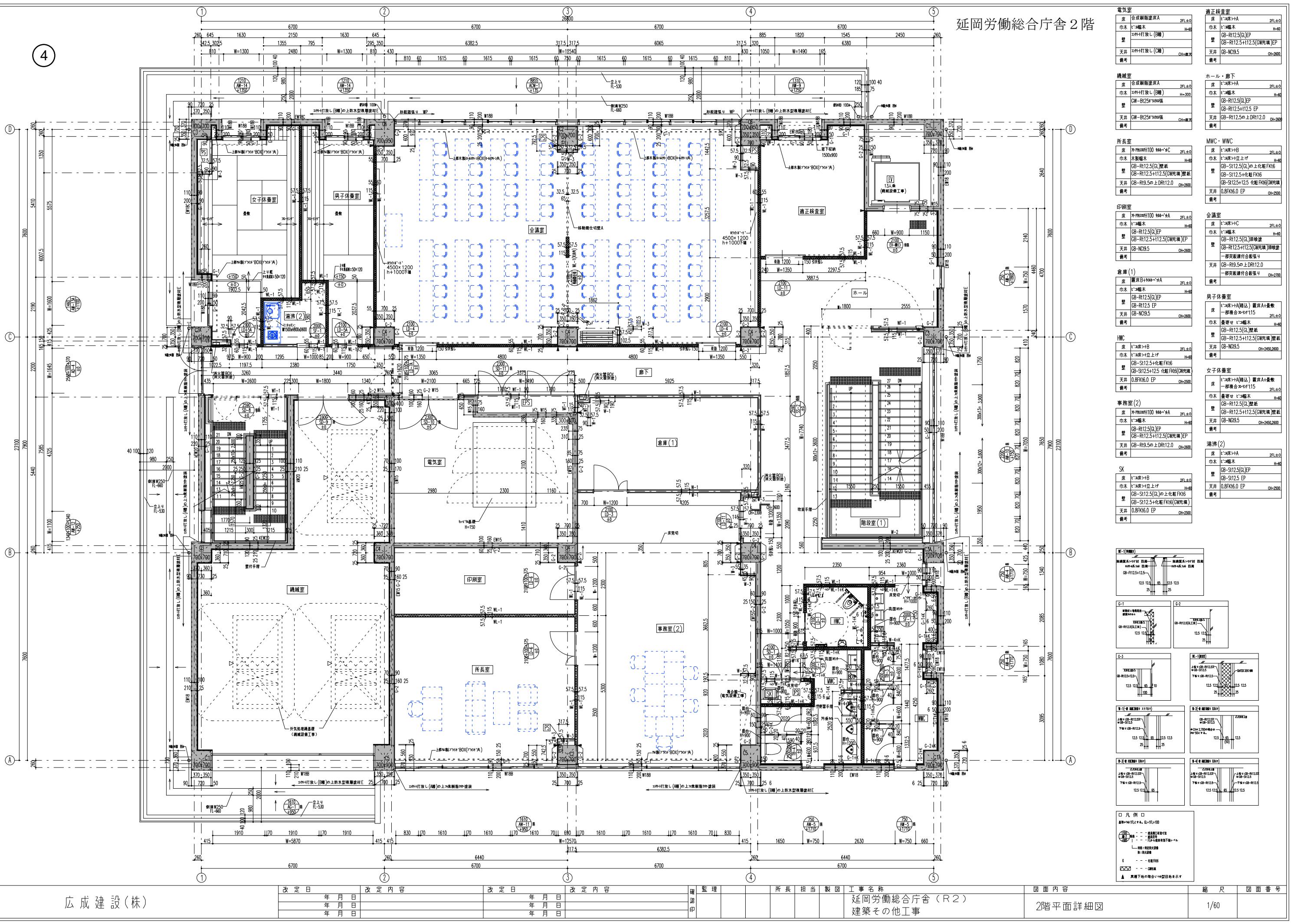


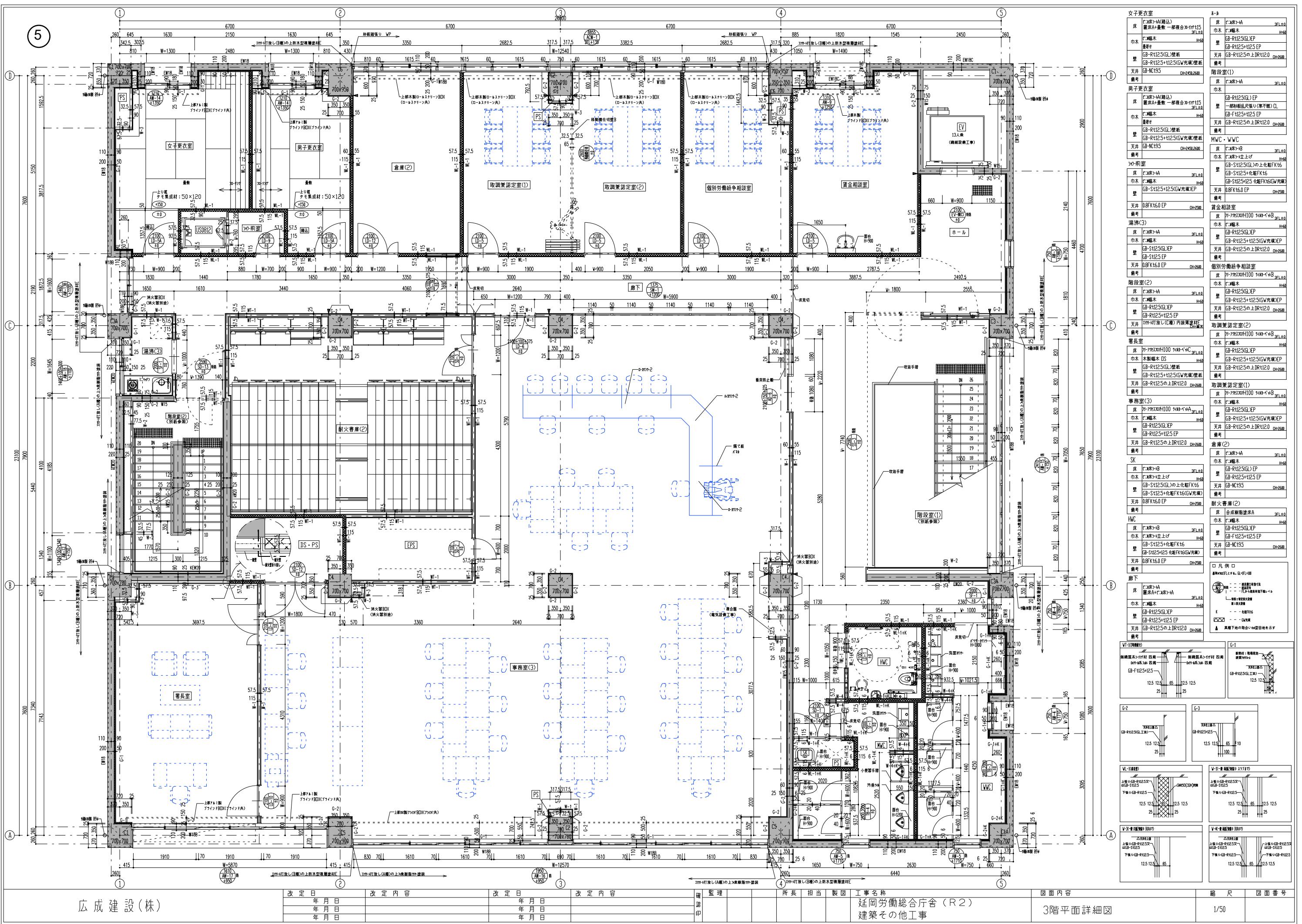
宮崎労働基準監督署 2階

延岡労働総合庁舎 1 階

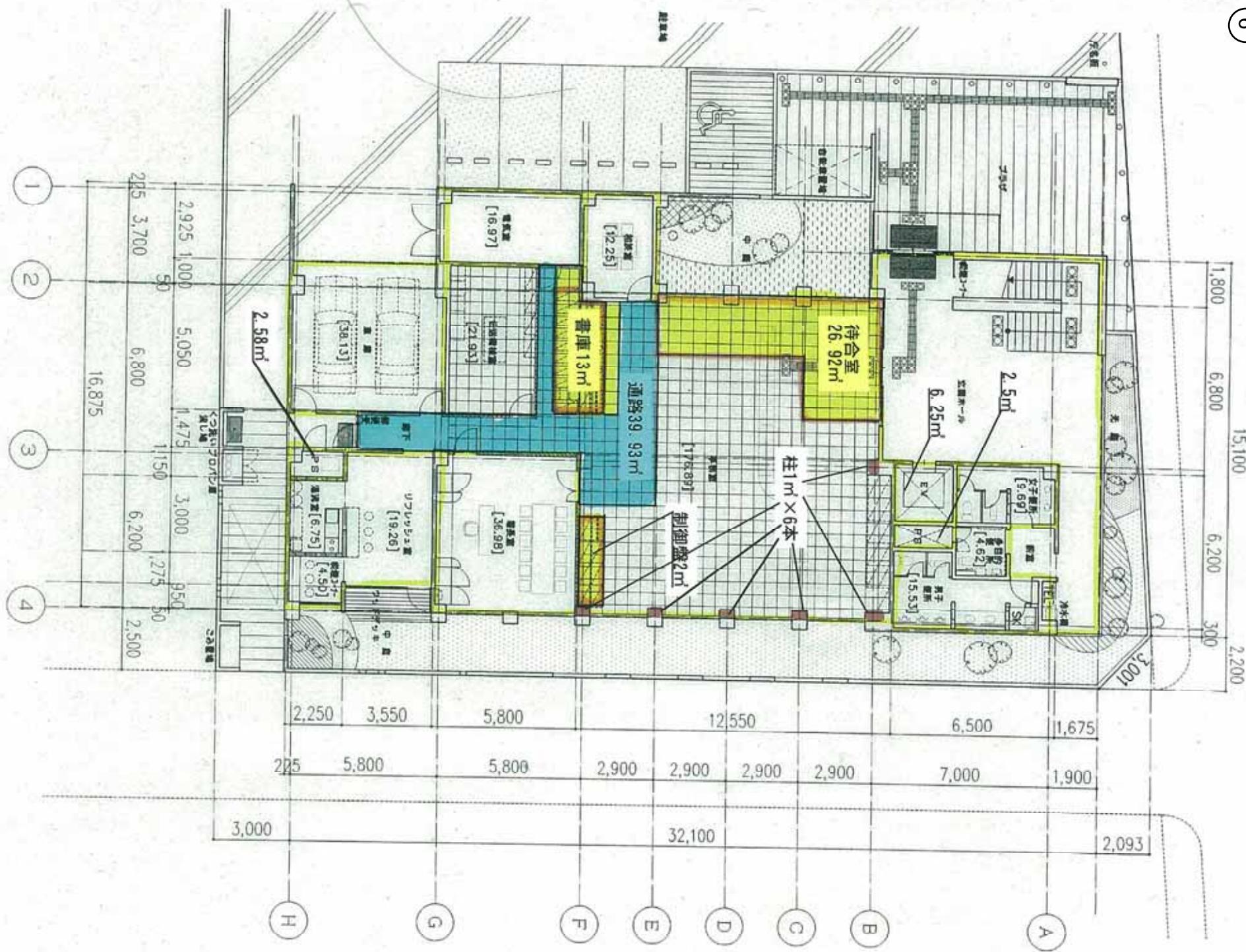


延岡労働総合庁舎 2階



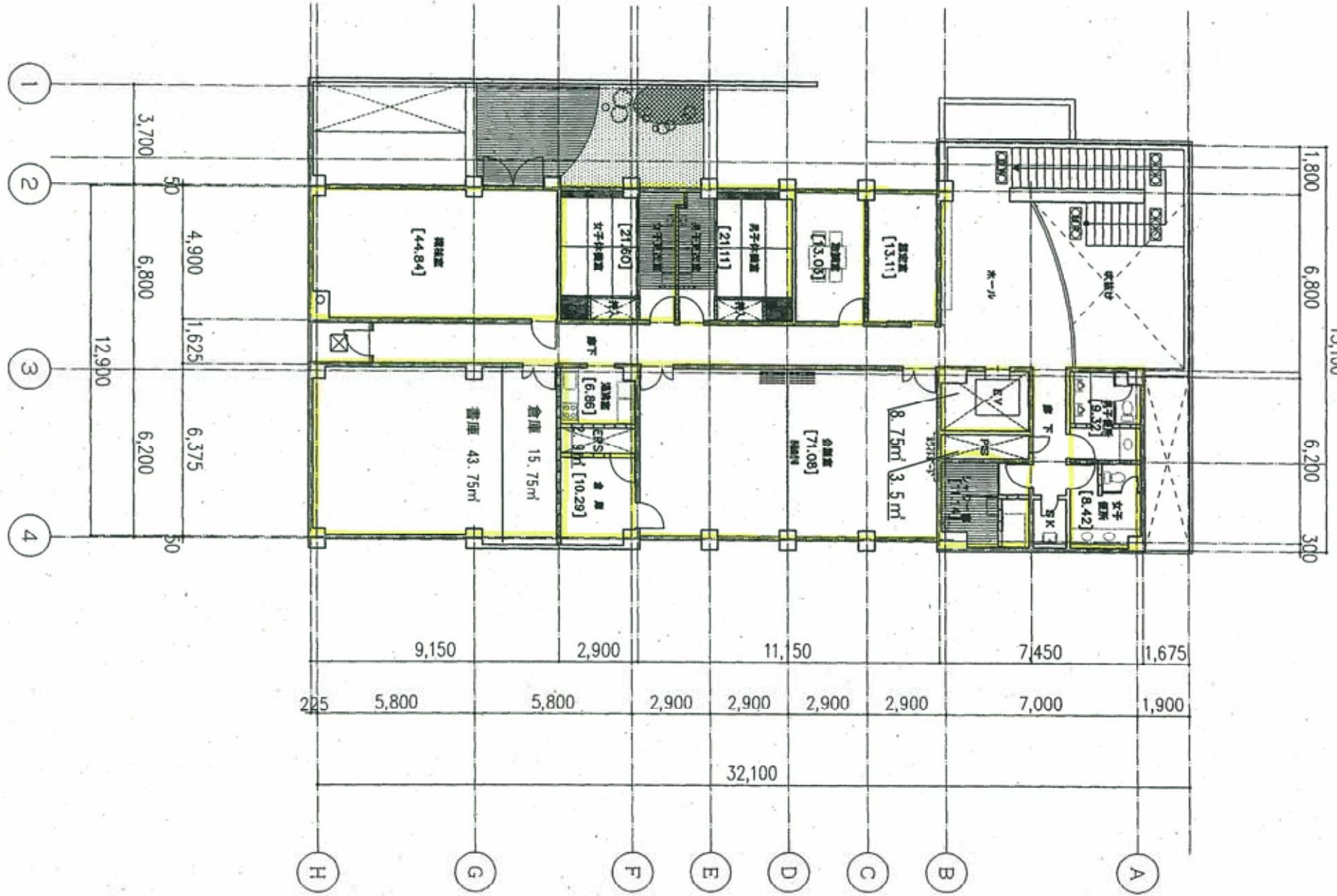


⑥

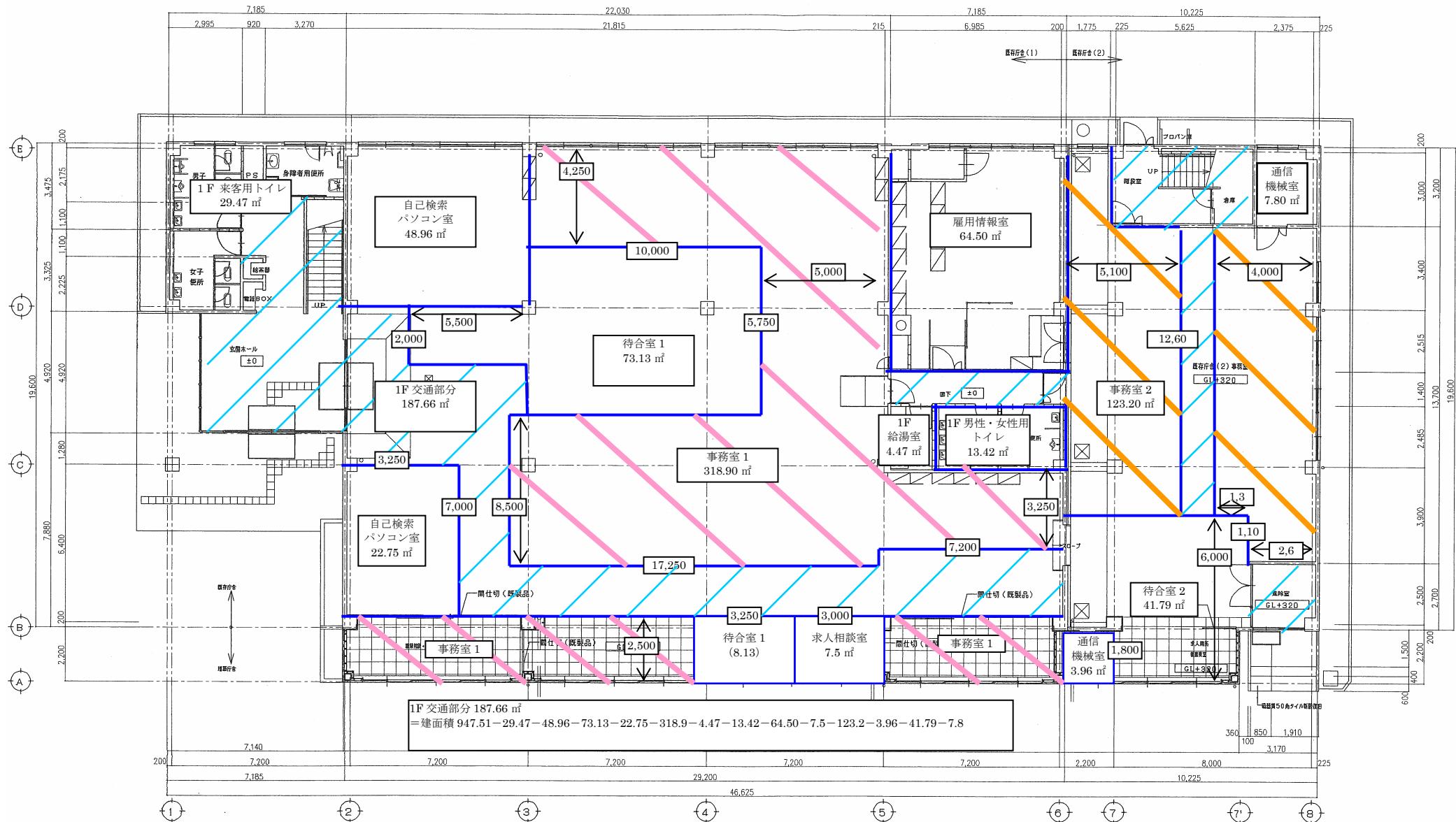


2階平面図

2 頁 平面圖 S : 1/200

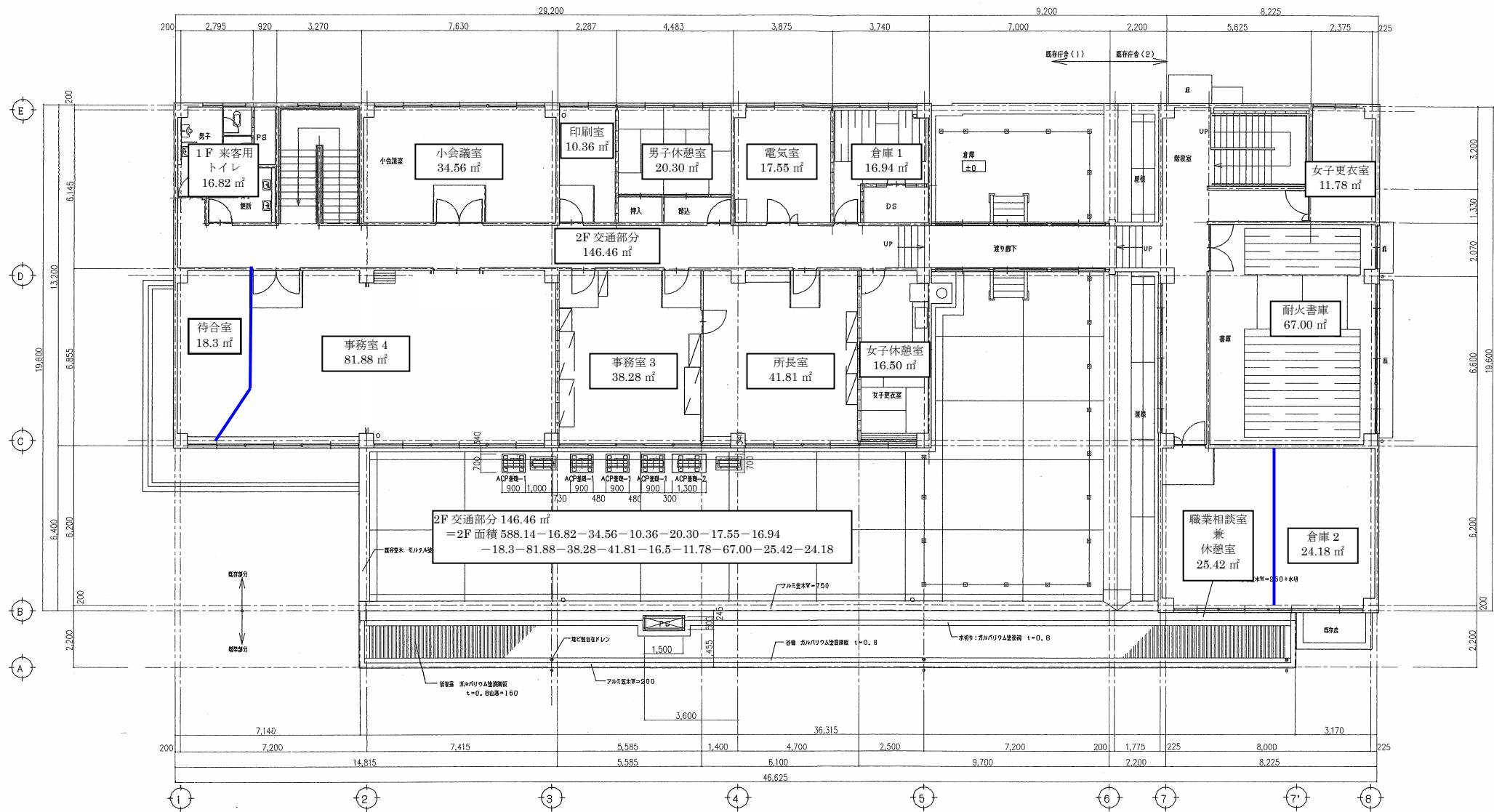


宮崎公共職業安定所 1 階

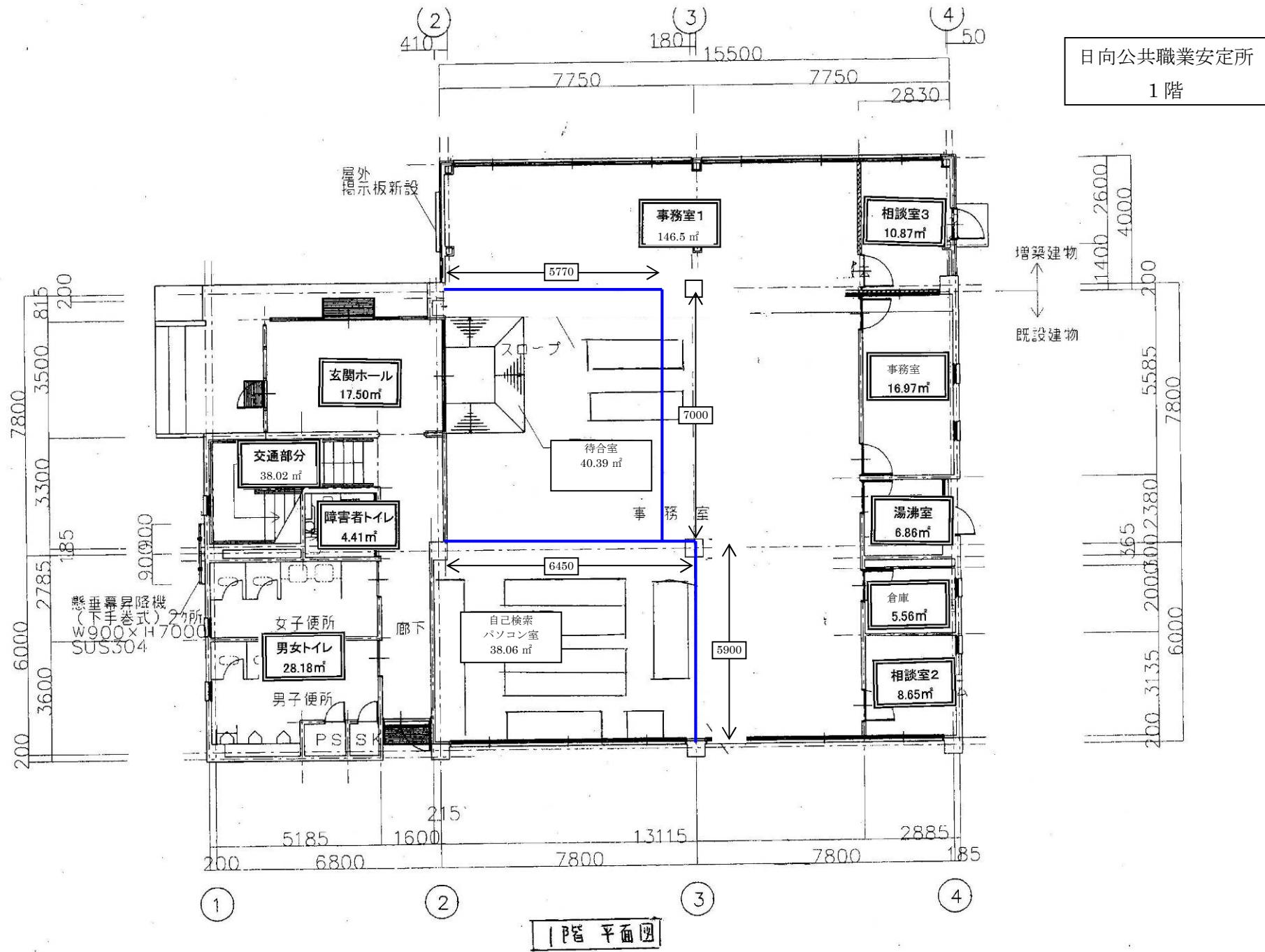


9

宮崎公共職業安定所 2 階

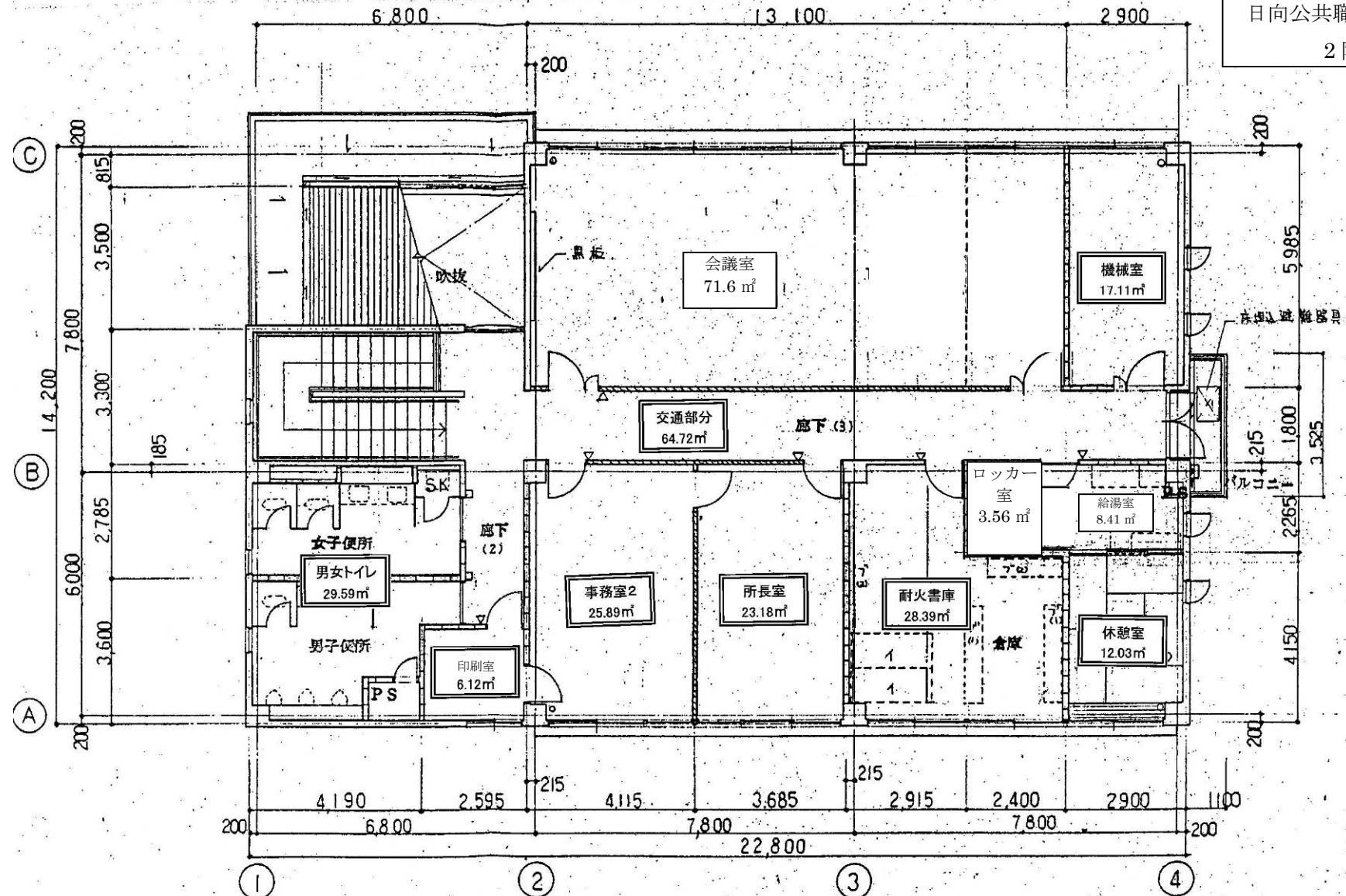


10



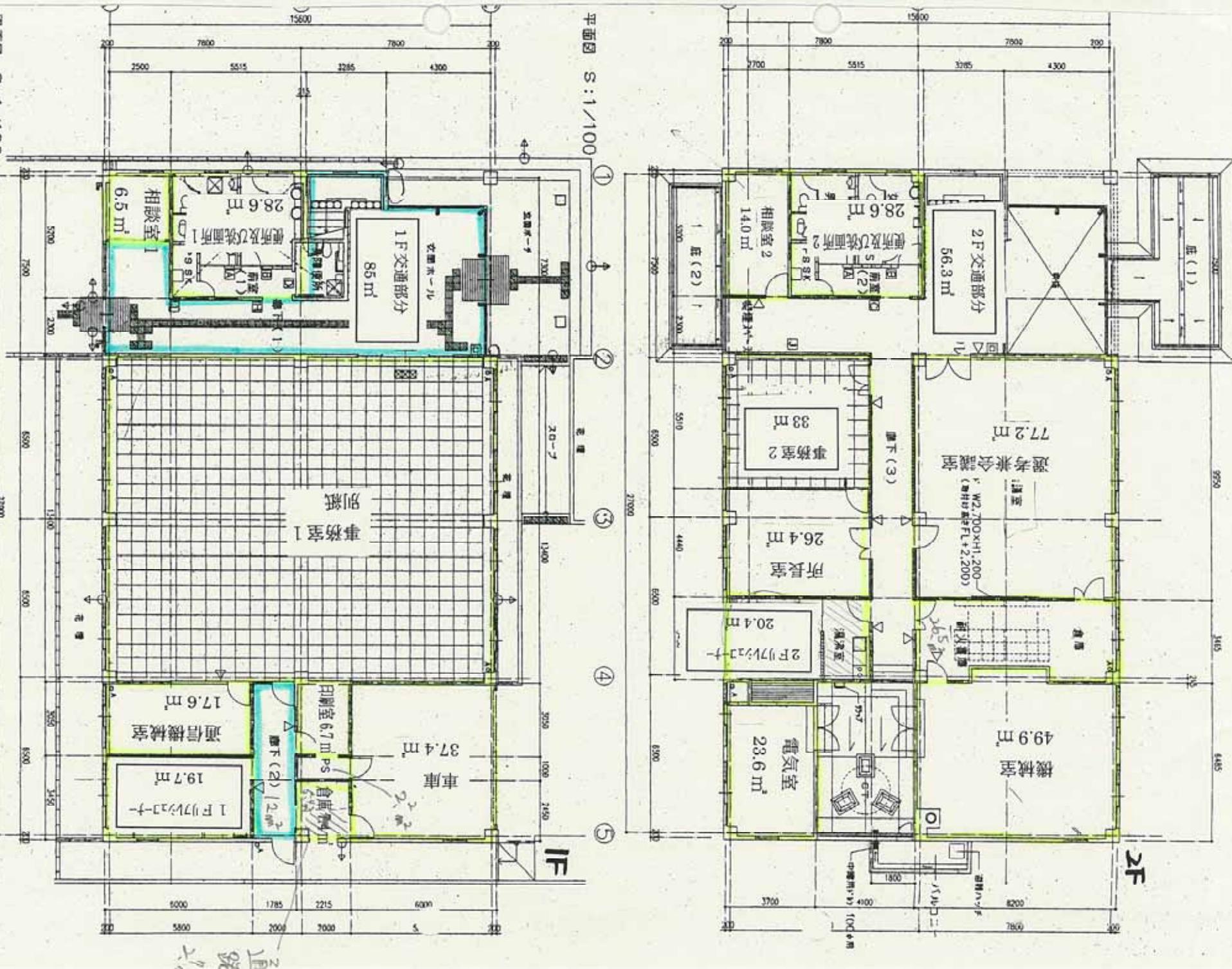
11

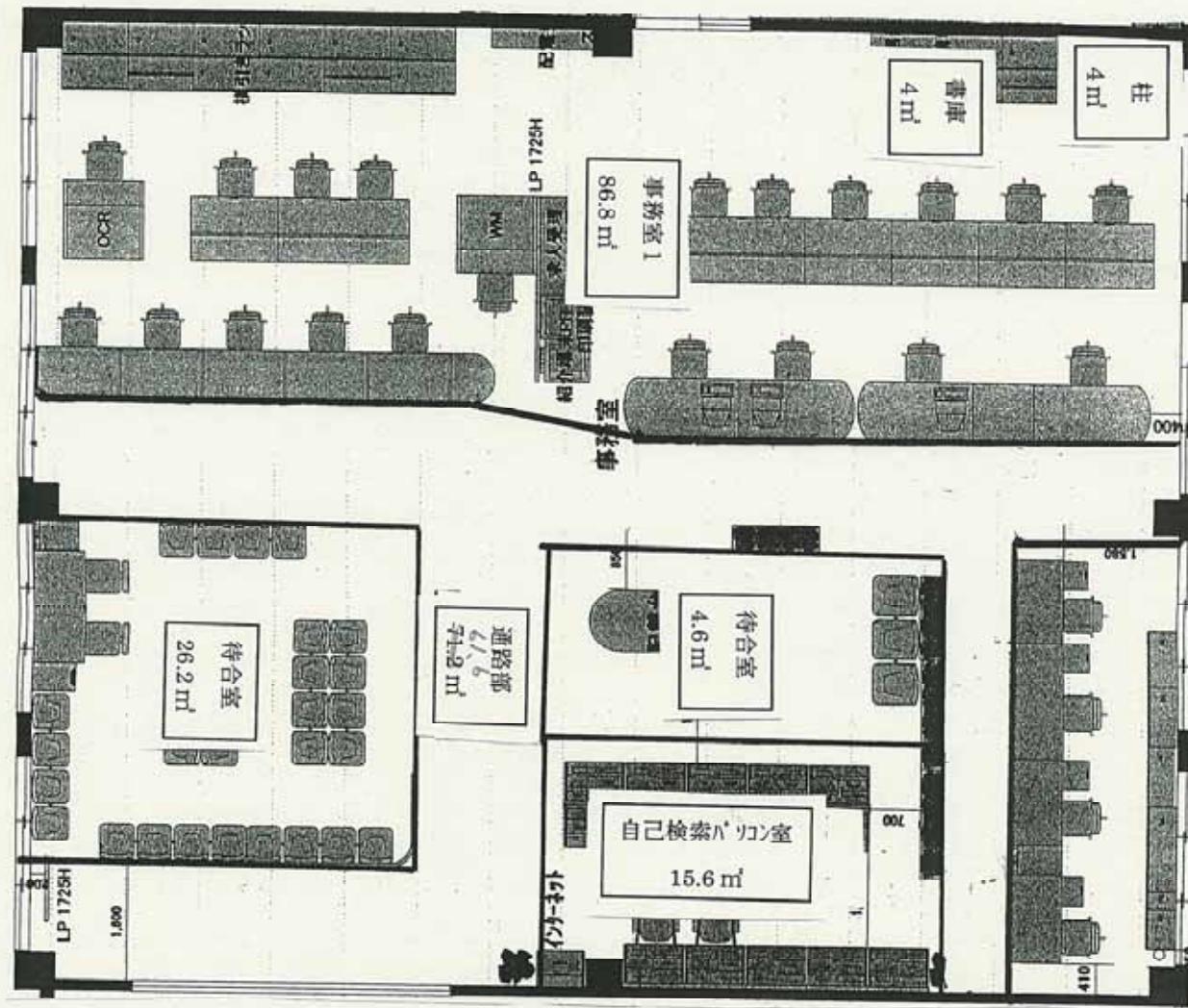
日向公共職業安定所
2階



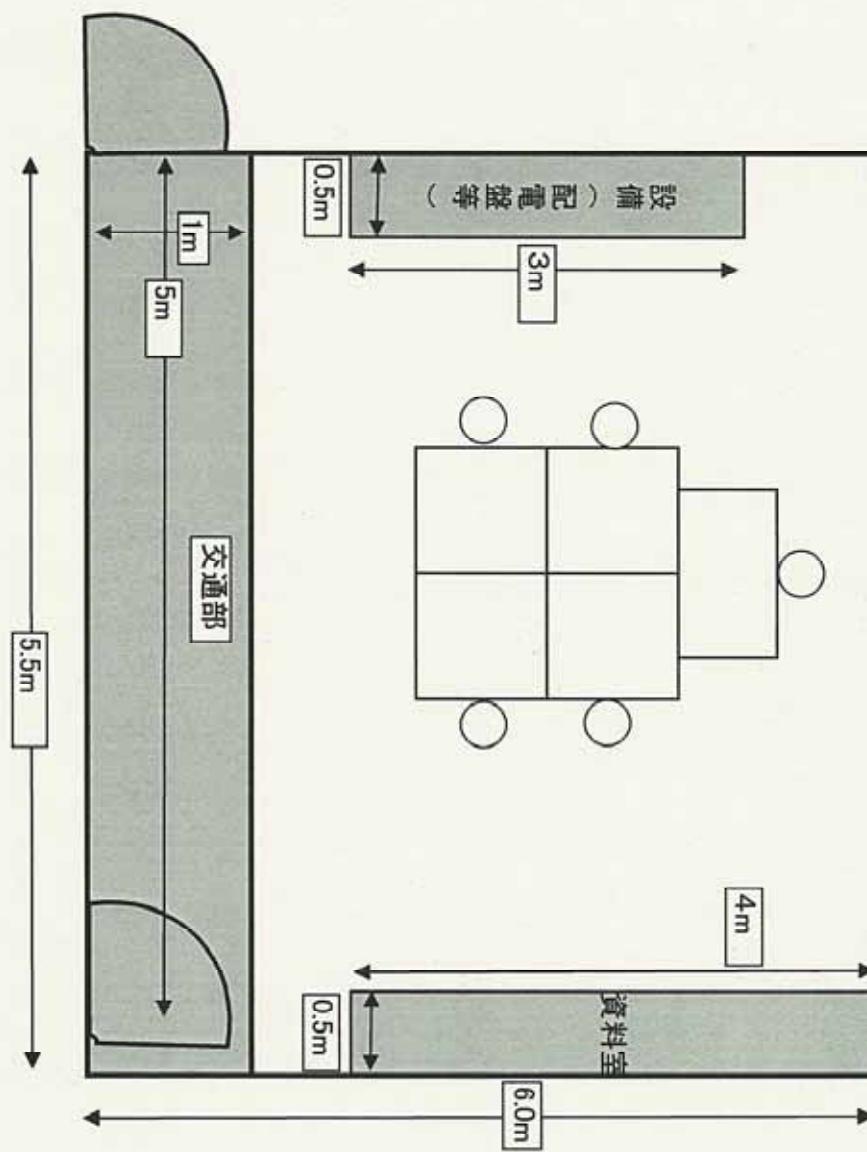
2倍平面図 S:1/100

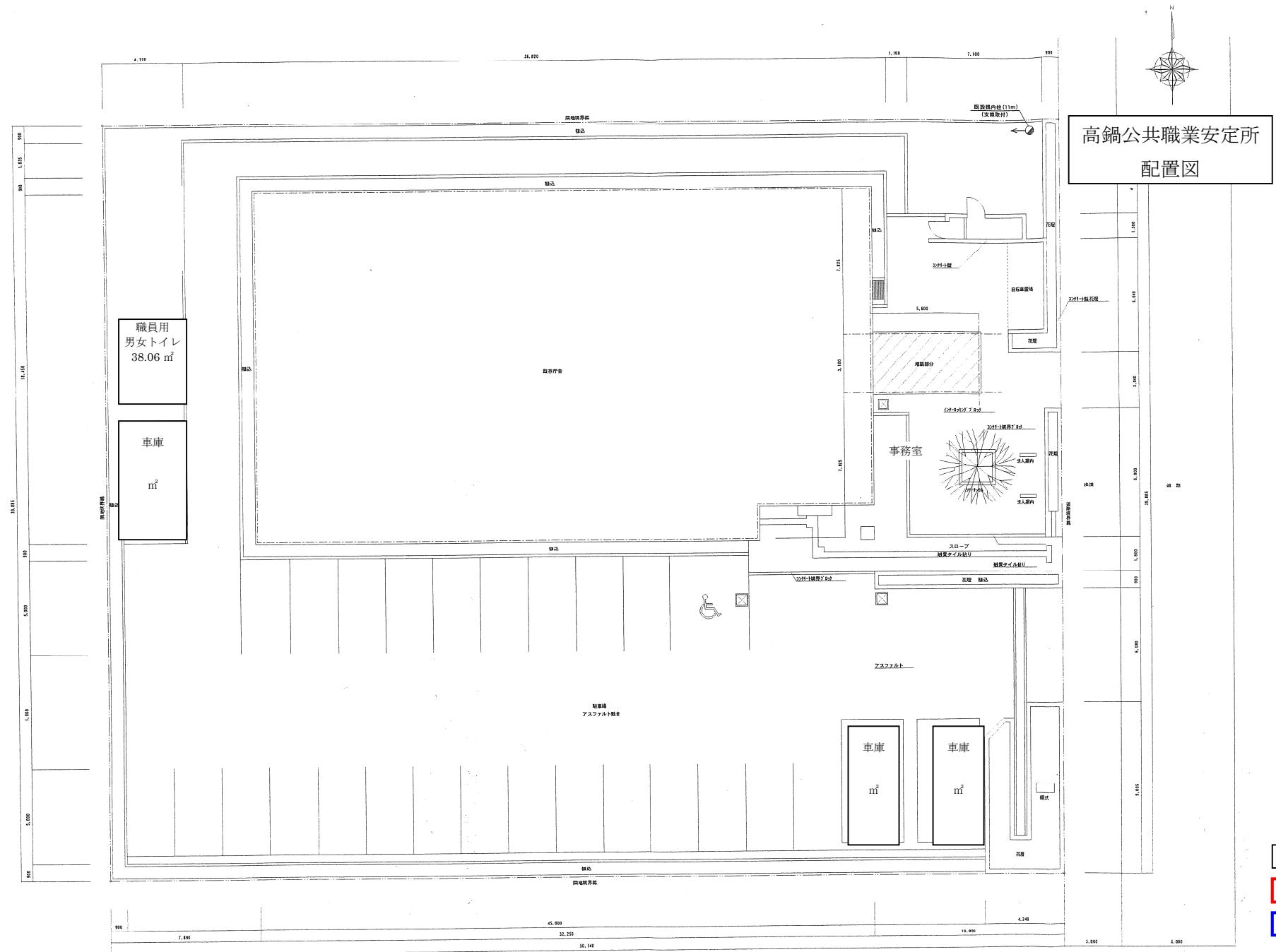
12

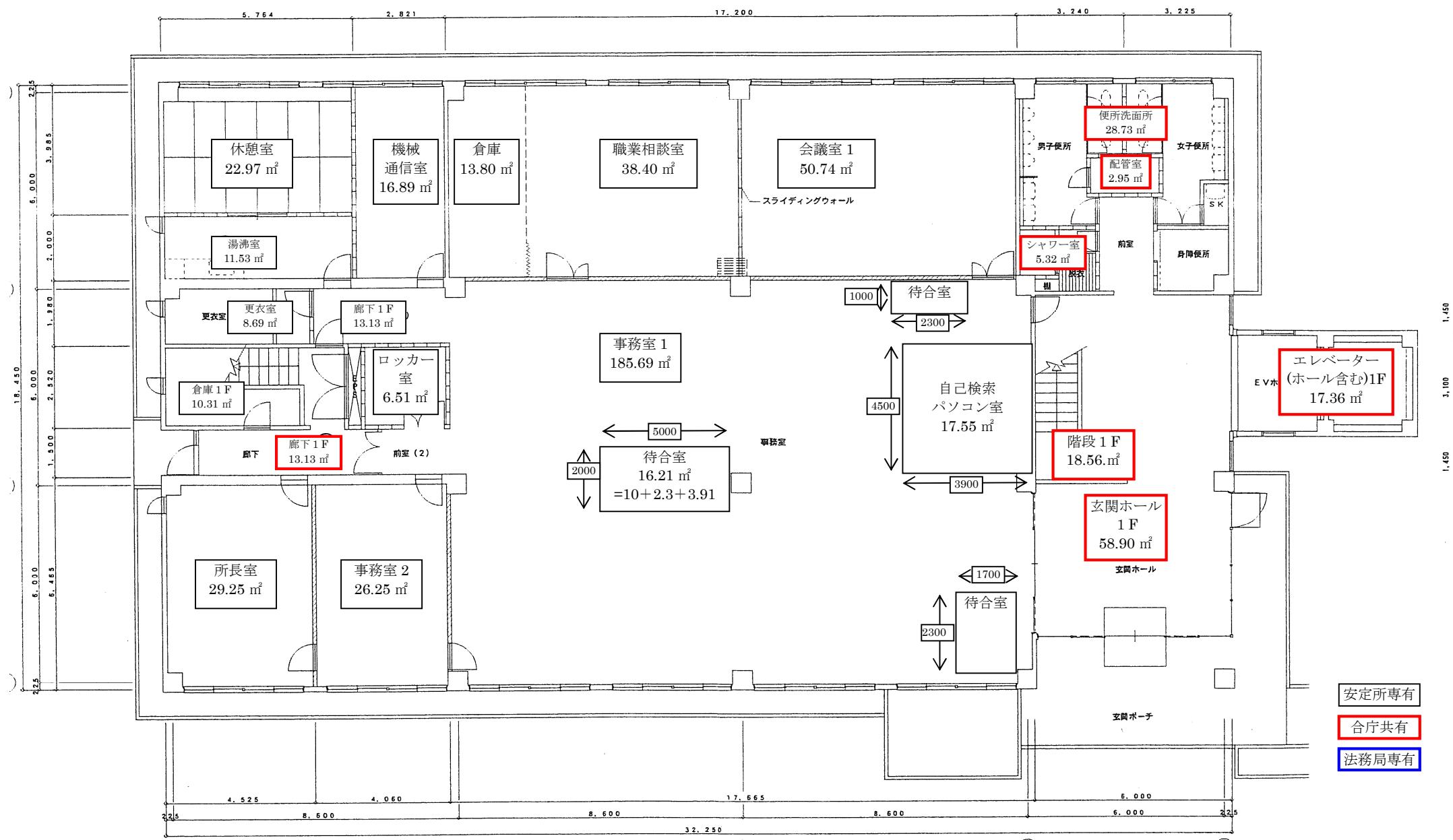


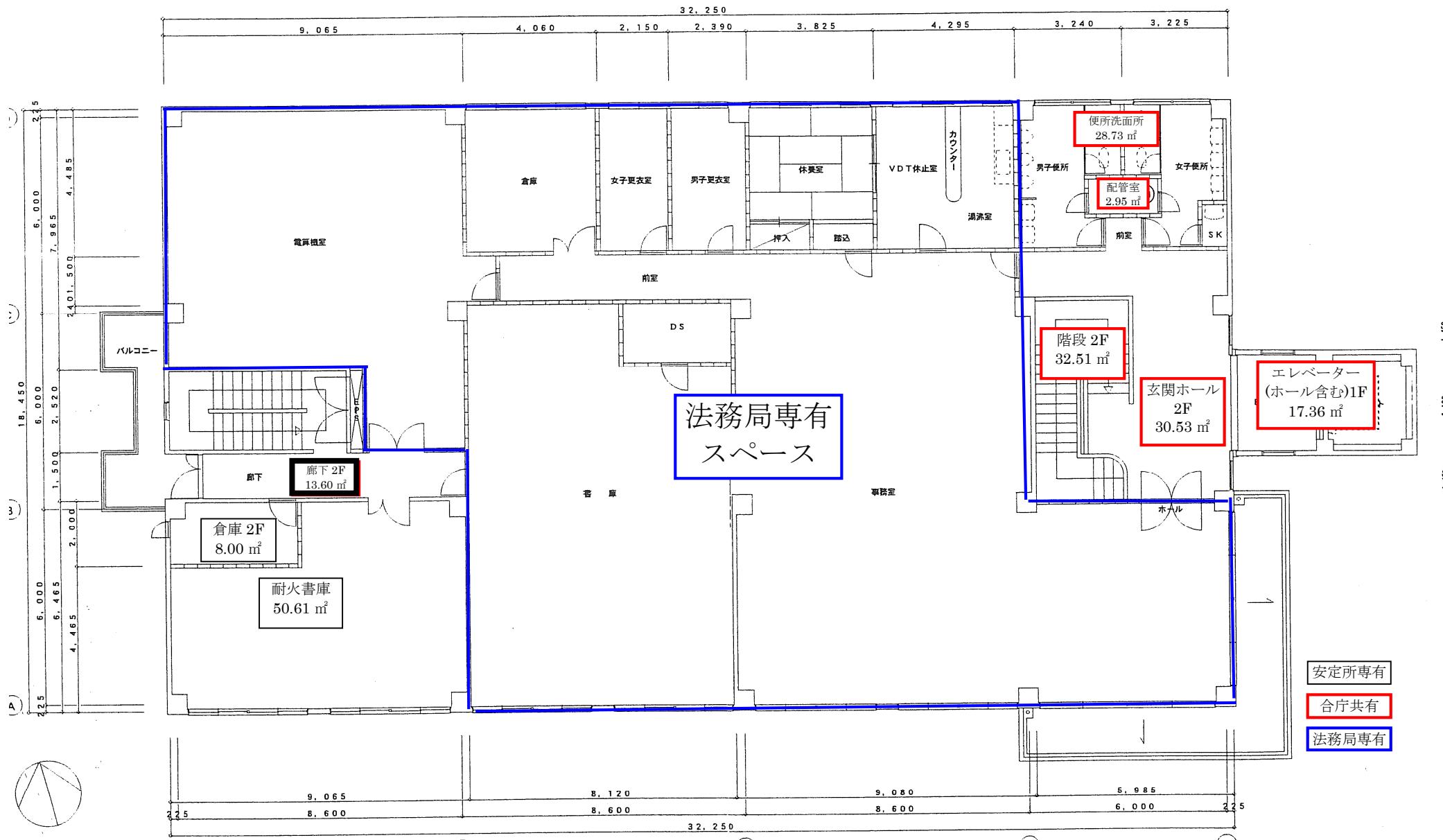
事務室 1 内訳 事務室 86.8 m²柱 4 m² (現有面積による) ×0.5×6+1×1書庫 4 m² (現有面積による)待合室 30.8 m² (現有面積による) ×26.2 m²+4.6 m²自己検索パソコン室 5.5 m² (基準による、現有 15.6 m²)通路部 70.2 m² (現有面積による)合計 202.8 m²

日南所
事務室2

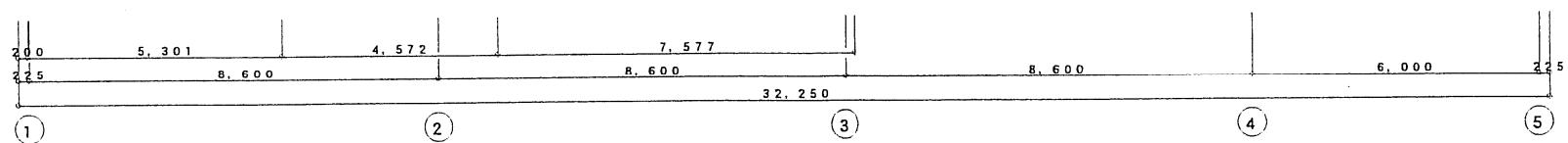
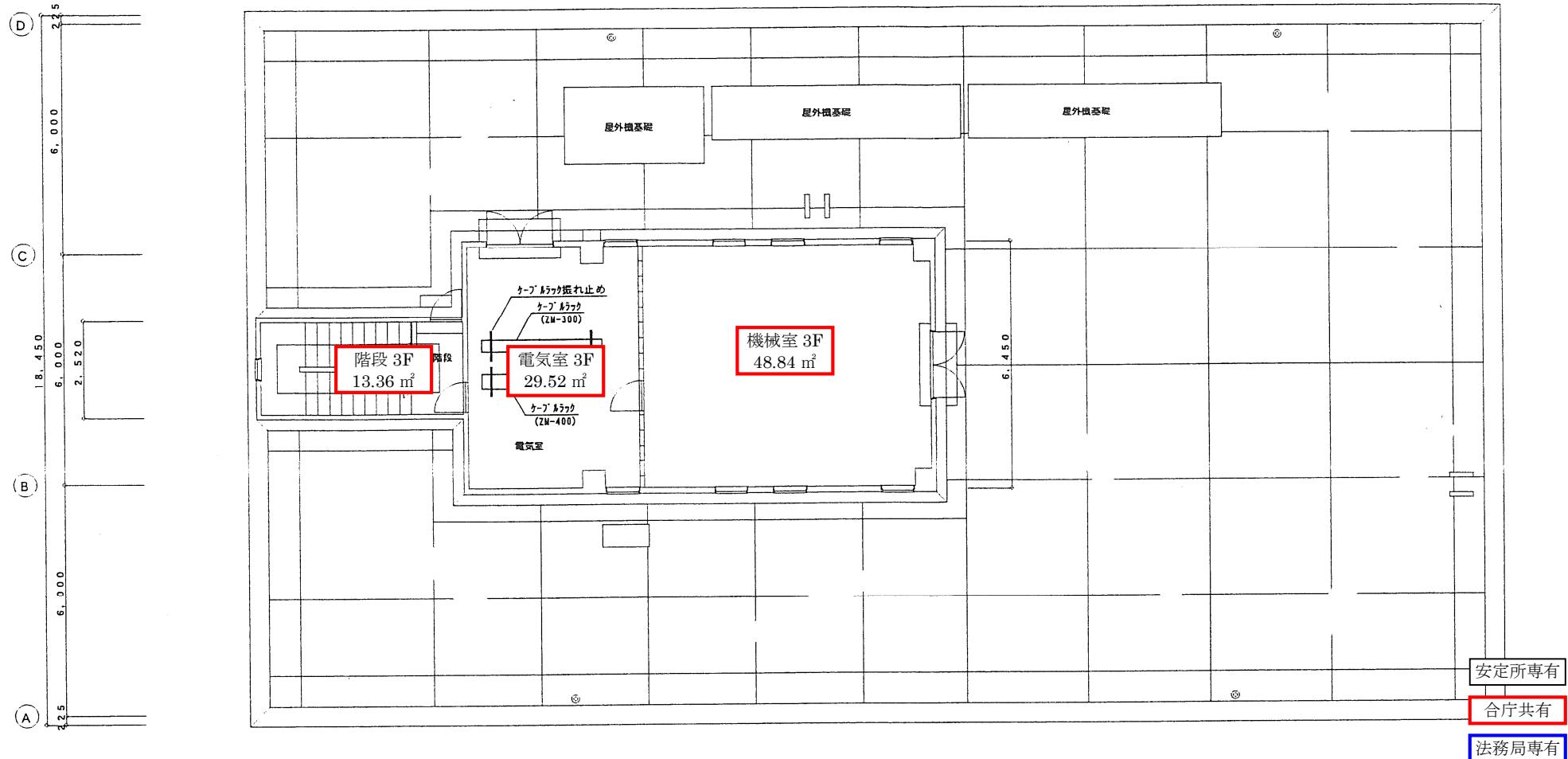
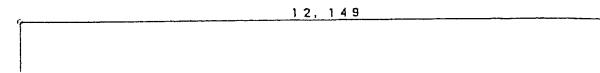


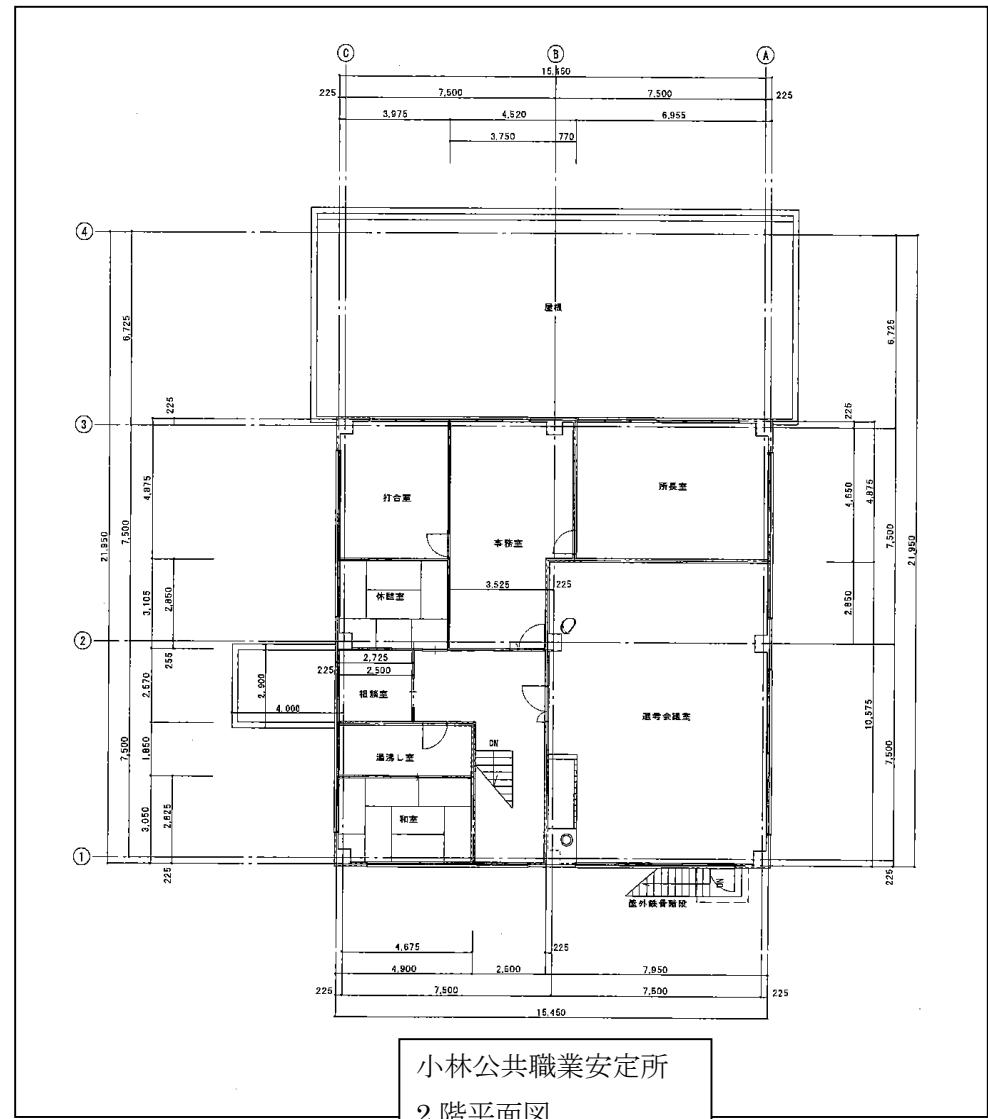
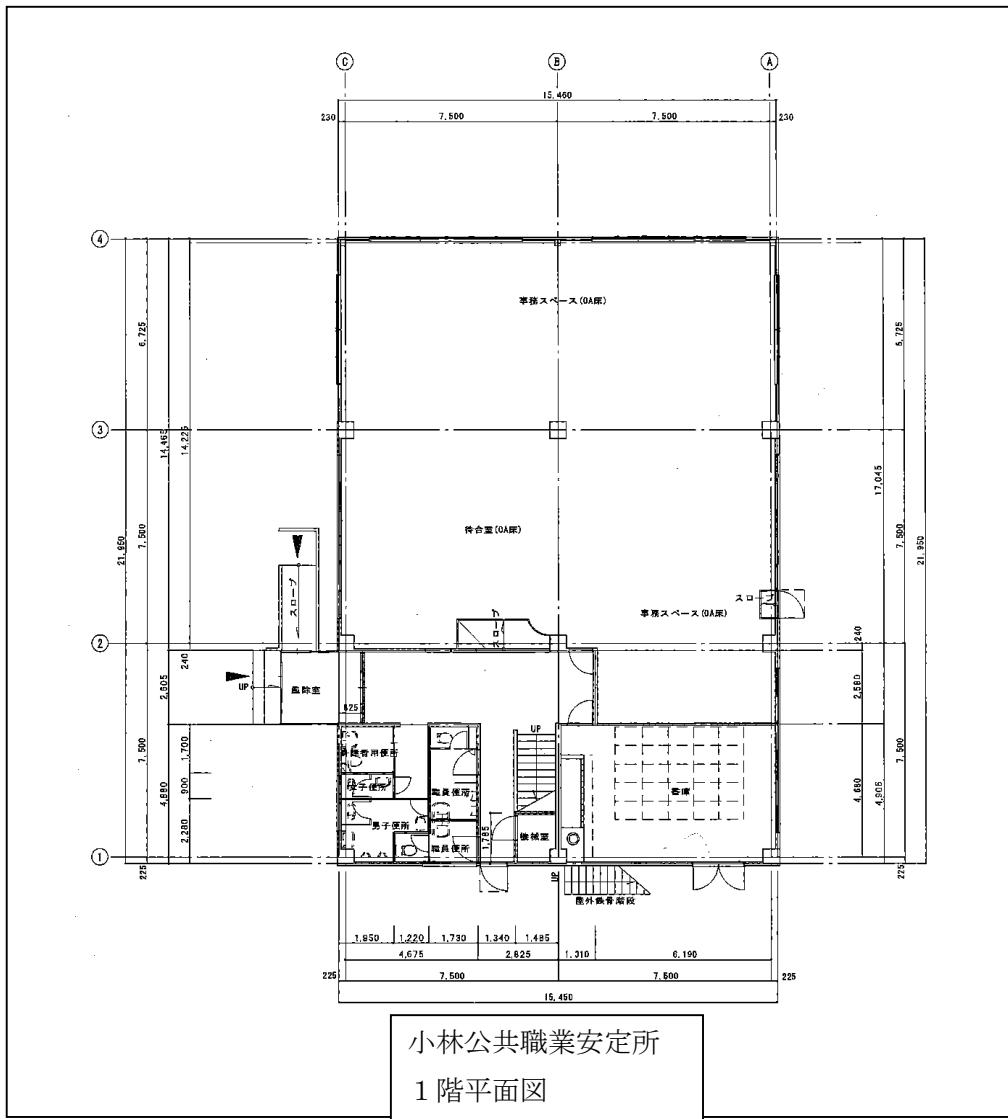




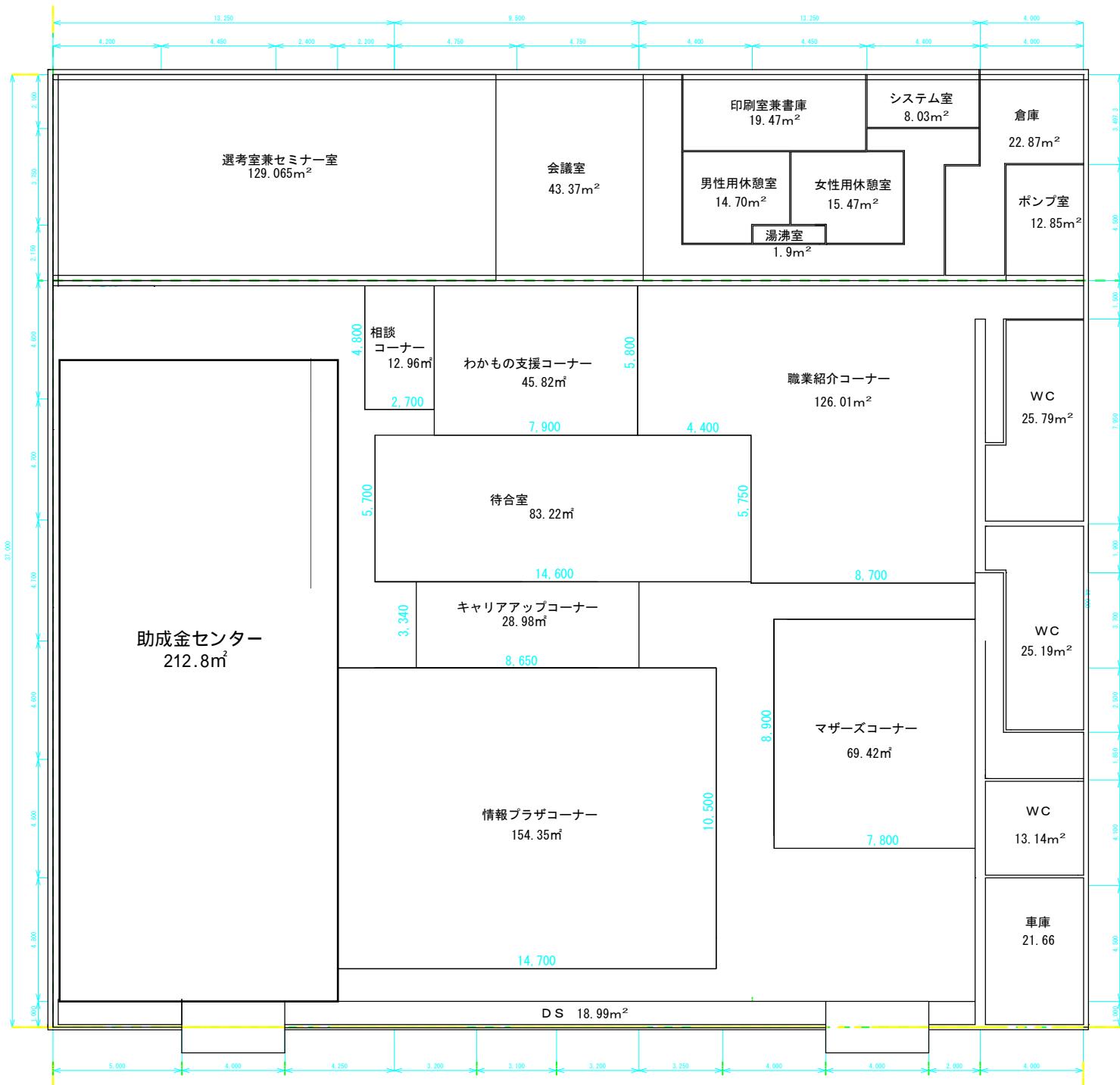


(18)



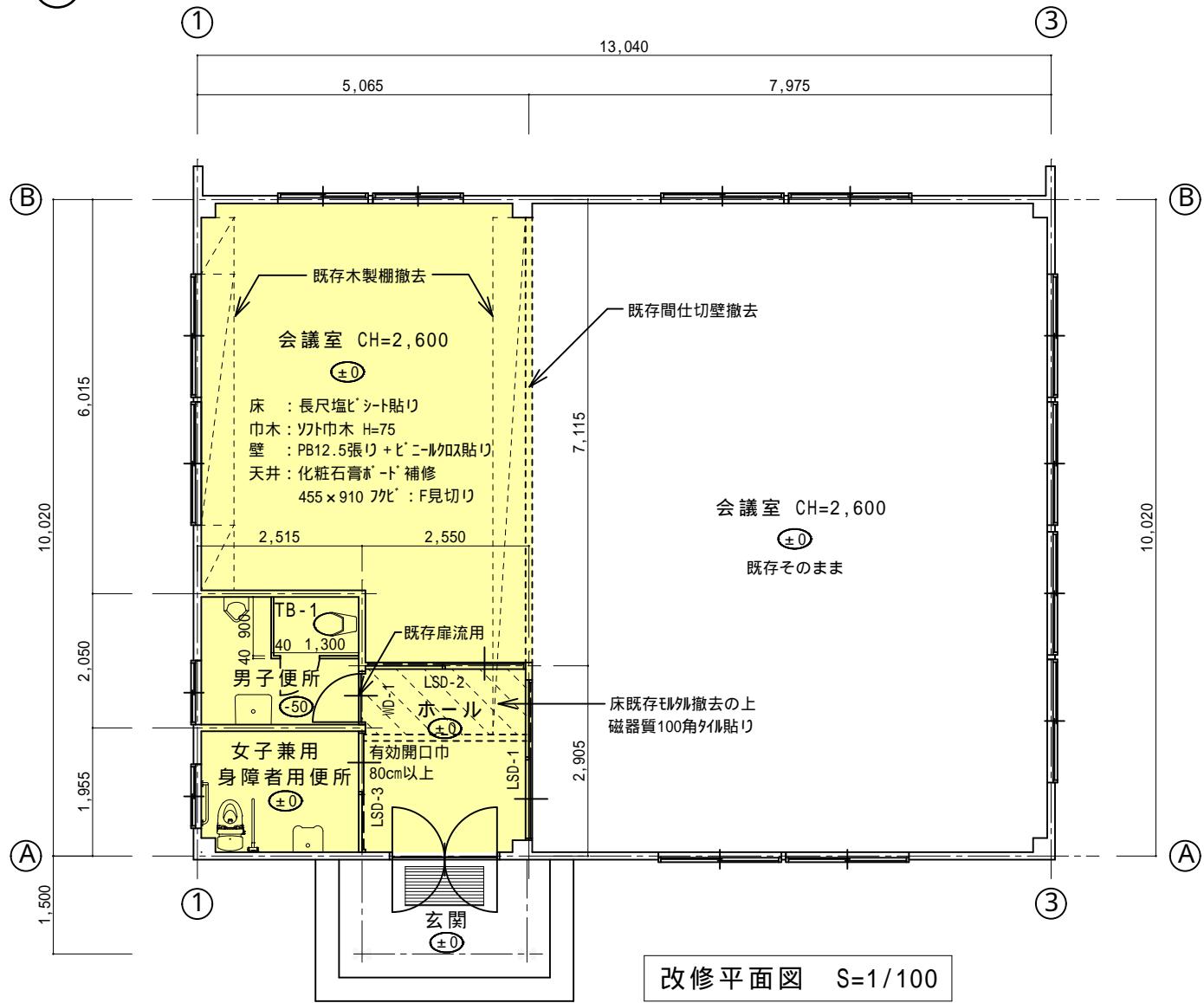


(20)



$$\begin{aligned} \text{交通部分} &= \text{契約面積} - \text{各室} \\ 361.93\text{m}^2 &= 1449.00 - 1087.07 \end{aligned}$$

21



契 約 書 (案)

1. 件 名 令和8年度 宮崎労働基準監督署外9施設における機械警備保安業務委託契約

2. 履行期限又は契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
ただし、契約締結日までに令和8年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかつた場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

3. 契約金額 金○○○○○○円
(うち消費税額及び地方消費税額○○○○○○円)
消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、100分の10を乗じて得た額（円未満の端数切捨て）を消費税額及び地方消費税額として支払うものとする。

4. 履行場所 仕様書のとおり

5. 契約保証金 免除

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 宮崎県宮崎市橘通東3丁目1番22号
支出負担行為担当官
宮崎労働局総務部長 福原 正

乙

別記

契 約 条 項

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、別添仕様書に基づき業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(費用負担)

第3条 本契約書に別に定めるものを除き、乙が本契約を履行する上で要する一切の費用は、甲の負担とする。

(再委託)

第4条 乙は、業務の全部を第三者に再委託することはできない。ただし、契約金額に占める再委託契約金額の割合が 50%未満である場合に限り、業務の一部を再委託することができる。

2 乙は、業務の一部を再委託する場合には、様式 1 により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託額が 50 万円未満の場合には、この限りでない。

なお、この場合に乙は、再委託者の行為についてすべての責任を負うものとし、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書の規定を準用して再委託者と約定しなければならない。

3 乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めたときはこれに応じなければならない。

4 乙は、再委託先を変更する場合は、様式 2 により甲に再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

5 この契約にいう「第三者」「再委託先」とは、特に定めの無い限り乙と法人格を異にする者をいい、子会社等資本関係にある者であっても「第三者」「再委託先」に該当するものとする。

(履行体制)

第5条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、前条の手続の際、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を様式 3 により甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに前条第4項の手続により様式4により甲に承認を求めなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、この限りでない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更

(2) 事業参加者の住所のみの変更

(3) 契約金額のみの変更

3 前2項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため、乙に対して説明を求めるものとし、乙は速やかにこれに応じなければならない。

(遅滞料)

第6条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が遅滞料の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき乙に賠償請求することを妨げるものでない。

(納期の無償延期)

第7条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めたときは、前条第1項の規定にかかわらず、遅滞料を免除する。

(監督)

第8条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

第9条 甲は乙から納品書の提出を受けた後、速やかに検査を行うものとする。この場合において、乙の履行内容が甲の行う審査に合格しないときは、乙は甲の指示により現品の取り替え及び修正等の対応措置を講ずるものとする。その場合に発生する費用等は全て乙の負担とする。

(契約金額の支払)

第10条 乙は、検査終了後、支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲は、自己の責に帰すべき事由により、前条第2項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第12条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

（秘密の保持）

第13条 乙は、本契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、本契約によって知得した内容を保護するために必要な措置を講じなくてはならない。

（契約の解除等）

第14条 甲は、いつでも自己の都合によって、本契約を解除することができる。

2 乙が本契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、甲は何時でも本契約を解除することができる。この場合、違約金として甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を乙に納付させるものとする。

3 乙が前項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

4 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

（危険負担）

第15条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

（損害賠償）

第16条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、他に定める場合を除き、甲が実際に被った損害に限り、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、本契約の履行に着手後、第14条第1項の規定による契約解除により損害が生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、適當と認めた金額を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第17条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(3) 乙が競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。なお、甲が契約に際し当該書類を求めていない場合は除く。

(4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

(5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第18条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当することとなったときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があったときは変更後の額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

(5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

(属性要件に基づく契約解除)

第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第20条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為があったと認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第21条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第22条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由なく前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第23条 第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において甲は、これにより乙に生じた損害について何ら賠償することを要せず、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第24条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第25条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省法令違反に係る契約解除)

第26条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用者が第1号の状況に至ったことを報告しなかつたことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省法令違反に係る違約金)

第27条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があったときは変更後の額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

(契約の内容に適合しない場合の措置)

第28条 甲は、第9条に規定する検査に合格した納入後において、当該納入が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと

(2) 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかつた場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(契約金額内訳書の提出)

第 29 条 乙は、本契約締結後、速やかに契約金額の内訳を書面により提出しなければならない。

2 契約金額の内訳は、少なくとも仕様書上の業務別及び人件費とその他の経費別に金額が区分されたものでなければならない。ただし、商慣行その他の事情により、やむを得ないと認められるときは、このかぎりでない。

3 前 2 項により提出された内訳書の金額配分が、客観的に判断して合理的でないと判断されるときは、甲は説明を求めることができる。

(条件の変化等に応じた仕様書等及び契約金額の変更)

第 30 条 甲又は乙は、災害発生時等において緊急的に必要な業務等が発生した場合、業務内容の変更若しくは業務の一時／一部中止が必要であるとみなせる場合、若しくはその他甲又は乙の責によらない事由が生じた場合において、必要と認められるときは、仕様書等の変更及びこれに伴って必要となる契約金額の変更を請求することができる。

2 前項の規定による請求があったときは、仕様書等の変更及びこれに伴って必要となる代金の額の変更の可否と金額について、甲と乙とが迅速かつ適切に協議して定める。協議は、請求のあった日から 21 日以内に完了するものとする。

3 前項の規定による協議で変更が可能とされたときは、甲及び乙は仕様書等の変更及びこれに伴って必要となる代金の額の変更に応じなければならない。

(賃金の変動に基づく契約金額の変更)

第 31 条 甲又は乙は、日本国内における賃金水準の変動により契約金額が不適当となつたと認めるときは、甲又は乙に対して契約金額の変更を書面又は電子媒体により請求することができる。ただし請求のあった日を基準日とし、変更を請求する契約金額は基準日以降の残契約金額が対象となり、残契約期間は基準日から 2 か月以上なければならない。賃金水準の変動は、公的な指標に基づいて判断するものとする。

2 前項の規定による請求があったときは、前項に定める賃金水準の変動を踏まえ、契約金額の変更の可否と変更を可とする場合の金額について甲と乙とが迅速かつ適切に協議して定める。また協議の結果について甲は乙へ遅滞なく書面又は電子媒体により通知しなければならない。協議の結果の通知は、請求のあった日から 21 日以内に完了するものとする。

(紛争等の解決方法)

第 32 条 本契約条項又は本契約に定めのない事項若しくは契約条項の解釈について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については宮崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第33条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第6条、第13条、第14条第2項、第16条、第17条、第18条、第21条、第23条、第27条、前条及び本条はなお有効に存続するものとする。

(以下この頁余白)

様式 1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

宮崎労働局総務部長 殿

住 所

商号又名称

代表者氏名

再委託に係る承認申請書

令和 8 年度 宮崎労働基準監督署外 9 施設における機械警備保安業務委託契約に係る再委託について、下記のとおり申請します。

記

1. 委任する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委任する相手方の業務の範囲
3. 委任を行う合理的理由
4. 委任する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式 2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

宮崎労働局総務部長 殿

住 所

商号又名称

代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

令和 8 年度 宮崎労働基準監督署外 9 施設における機械警備保安業務委託契約に係る再委託について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

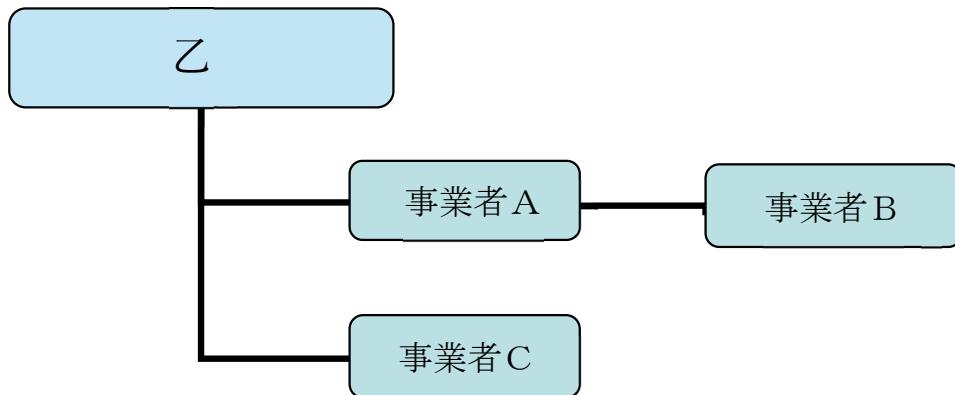
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（丙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	○○県○○市		
B			



様式4

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

宮崎労働局総務部長 殿

住 所

商号又名称

代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第5条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

仕様書

1 件名

令和8年度 宮崎労働基準監督署外9施設における機械警備保安業務委託契約

2 警備目的

警備対象物件の施設並びに施設内にある動産等の財産に係る安全確保措置として、無人時における盗難、火災等による情報の漏えい、滅失及び毀損の予防並びに早期発見による被害拡大防止をするとともに、侵入者等による違法・不当な行為を排除し、異常事態発生時に必要な措置を講ずるための機械警備業務システムを構築することを目的とする。

3 警備対象物件

別紙1『警備対象物件一覧』のとおりとする

4 機械警備業務の履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 警備業務用機械装置

原則として、現在警備対象物件に設置してある警備業務用機械装置を使用すること。ただし、現在設置している警備業務用機械装置を使用できない場合及び新たに装置を設置する必要がある場合は、「9 設置工事に係る仕様」の内容を令和8年4月1日からの機械警備業務が履行可能となるように設置すること。なお、新設警備業務用機械装置に係る設置費用については入札金額に含めること。

※令和8年3月31日24時までは既設警備業務用機械装置による機械警備業務を実施するため、新設警備業務用機械装置の設置については、既設警備業務用機械装置による機械警備業務に支障が生じないように併設すること。なお、既設警備業務用機械装置については、令和8年4月1日以降に当方の指示により、令和7年度の旧受託者にて撤去工事を実施する。

6 機械警備業務にかかる仕様

(1) 警備方法

受託者にて設置する異常感知装置、自動通報装置等の警備業務用機械装置及び受託者の警備員による対応を組み合わせた警備活動によって行う。

(2) 機械警備業務の内容

① 不審者、不法行為者の早期発見と措置

- ② 警備対象物件の異常発見、通報及び緊急措置
 - ③ 火災の早期発見
 - ④ 盗難の早期発見
 - ⑤ 警報機器類の正常作動確認、監視及び異常発報時の措置
 - ⑥ 警備業務用機械装置用に警備対象物件に設置された警備業務用機械装置の点検操作
 - ⑦ その他不測事態の防止
 - ⑧ その他警備委託者側の要望事項
- (3) 警備実施要領
- ① 警備対象物件に設置してある警備業務用機械装置を利用して、受託者の基地局及び待機所（以下「基地局等」という。）において警備対象物件への不法侵入、火災等の異常事態の発生の遠隔監視を行う。
 - ② 発生した異常事態が侵入盗難に関わる場合、その事態を阻止するための最適な措置を速やかに講じることを目的として、主たる警備業務用機械装置は発生事態について的確かつ迅速に基地局等に通報する。
 - ③ 基地局等では、警報受信機を常時監視し、警備対象物件に異常が発生したことを感知したときは、その異常の状況を的確かつ迅速に判断し、警備対象物件の安全を維持するための最良の措置を実施する。受託者の巡回警備員の出動が必要と判断した場合は、これを速やかに急行させるとともに、必要事項を指示するものとする。
 - ④ 基地局等での異常事態の確認の結果、必要と認めたときは、あらかじめ届出を受けた宮崎労働局（以下「委託者」という。）又は警備対象物件の担当者（以下「担当者」という。）へ電話にて緊急連絡するとともに、必要に応じて所轄消防署、警察署、ガス会社、電力会社等の必要な機関へ通報すること。
 - ⑤ 受託者の警備員は、基地局等と連携を密にし、基地局等の指示に基づき警備対象物件の異常事態に的確に対処し、警備目的を達成する。
 - ⑥ 警備対象物件に到着した受託者の警備員は、異常事態確認後、その拡大防止措置を講じ、受託者の基地局等にその状況を報告すること。
 - ⑦ 警備対象物件ごとの最終退庁者は、警備対象物件の防火、防犯その他の事故防止上必要な措置を行った後、警備対象物件の施錠確認を行い、警備業務用機械装置稼動の状態を確認にして退庁する。これにより警備対象物件の機械警備を開始する。
 - ⑧ 警備対象物件ごとの最初の入庁者は、警備対象物件に入庁時、機械警備業務システムを解除して入館する。これにより警備対象物件の機械警備を中断する。
 - ⑨ 機械警備業務は、上記に基づき実施するが、火災監視については24時間体制とする。
- (4) 警備実施時間中における職員の警備対象物件への臨時入庁は、警備システムを解除して入館する。解除操作を行い、セットまでの間受託者に責任は発生しないものとする。
- (5) 機械警備業務報告

受託者は、1ヶ月の機械警備業務の結果を警備記録が確認できる報告書（任意様式）として作成し、速やかに各施設の担当者に提出すること。なお、警備記録が確認できる報告書とは、警備対象物件にて日々の施錠時間及び解除時間並びに施錠及び解除に使用した警備業務用機械装置用の鍵（鍵を使用しない施設については除く）が確認できるものとする。

（6）門扉及び庁舎の鍵の保管

警備上必要な施設用の鍵及び警備業務用機械装置用の鍵（以下「鍵」という。）は、相互に預託するものとし、授受は受渡状況を把握するための書面（受託者にて作成）に基づき、その所在を確認できるようにするとともに、厳重に取り扱い保管するものとする。

また、鍵を紛失又は毀損した場合は、直ちに双方で協議の上、その損害賠償の責を負うものとし、鍵が不要になった場合は直ちに担当者へ返納する。

（7）緊急時・問題発生時の連絡及び報告

事故発生の場合及び近隣の火災が発見された場合等、緊急連絡の必要を認めた事項については、委託者にて示した連絡先に緊急通報するとともに、その詳細を文書により報告する。

なお、連絡先に変更があった場合は、担当者は速やかにその旨を受託者に連絡する。

また、情報漏えい等の問題が生じた場合は、下記10の連絡先にその問題内容について報告すること。

（8）警備業務用機械装置の説明

受託者は、警備開始にあたり、担当者及び関係者に対して事前に警備業務用機械装置に関する取り扱いについて十分な説明を行い、取り扱い方法を書面に取りまとめ、担当者及び関係者へ提出すること。

7 秘密の保持

本業務に携わる者は、業務を遂行する上で知り得た個人情報を含む各種情報について、これを本業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。また、本業務が終了した場合も同様とする。

8 設置工事に係る仕様

- ① 警備対象物件に設置された警備業務用機械装置は、発生した異常事態を受託者の監視基地局等に自動的に通報する機能を有するものとする。
- ② 警備業務用機械装置は、異常事態の発生について的確かつ迅速に基地局等へ通報するための手段として、発生した異常事態を人体温度等及び窓・扉開放等により感知する機能を有するものとする。
- ③ 使用する回線は、万一その回線が切断された場合でも、遅滞なく基地局等において認知できる機能（断線監視機能）を有するものとする。
- ④ 委託者による警備業務用機械装置の操作運用においては、複製が困難である技術を施

した専用キーを利用するものとする。また、専用キーの紛失、盗難に備え、専用キー各々を個別に使用不能とすることが可能なものとする。なお、専用キーの配布数量については、委託者が指示する枚数とする。

- ⑤ 警備業務用機械装置は、建物への不法侵入に対し感知できるよう、体系的に配備することとする。その際、以下の点について留意すること。
 - イ) 外部からの侵入口になり得る箇所（出入口、窓等）に、開放の際に発報するマグネット式センサー、人体温度を感知するセンサー等の警備業務用機械装置を取り付けること。
 - ロ) その他の場所については、マグネット式センサー、人体温度を感知するセンサー等を各施設の状況に応じ効果的、かつ、効率的に取り付けることとし、無警戒地域が無いようにすること。
 - ハ) 金庫については、センサーを取り付けること。
- 二) 画像センサーは不要とする。
- ⑥ 警備業務用機械装置の設置に係る計画については、仕様書とともに配布する図面を利用して、（1）警備業務用機械装置の設置計画に係る図面及び（2）設置計画で用いる機器の明細（機器名称、機器型番及び数量明記）を作成し、令和8年2月27日（金）10時までに委託者へ提出することとする。なお、警備業務用機械装置の設置については、委託者から配布する図面を利用することとするが、詳細部分については、現状と差異がある場合を承知すること。また、一定基準以上の計画となっているか、提出された警備業務用機械装置の設置に係る計画を委託者が事前に確認できるものとし、これにより警備業務用機械装置の設置に係る計画を変更等指示する場合があることに留意する。
- ⑦ 自動通報装置は、短時間の停電時において間断なく警備が継続できるようバックアップ機能を有するものとする。また、計画的な不法行為や犯罪行為を防止するため、警報装置が接続されている電話回線が使用中であり、外部からの通話を受信している状態にあっても、これらの通話を強制的に遮断し、警報信号を優先して基地局等に送出することができる機能を有するものとする。
- ⑧ 新設警備業務用機械装置の設置工事については閉庁日を基本とするが、開庁日に工事を行う場合には通常業務に影響が出ないよう、委託者及び担当者と十分協議し行うものとする。また、来庁者、職員及び関係者の安全を確実に確保した上で行うことにして、万が一事故等が発生した場合には、委託者及び担当者に連絡の上、その指示に従うものとする。

9 その他

- （1）人件費（労働者の賃金）については、宮崎県の最低賃金を必ず確認し、かつ、契約期

間に最低賃金法による最低賃金の改定によって業務の履行確保に支障が生じることのないよう十分配慮のうえ見積るものとする。

- (2) 業務遂行中、受託者の過失により委託者が損害を被った場合、受託者は対人賠償、対物賠償各あわせて1事故10億円を限度として賠償の責任を負うこととする。
- (3) 機械警備業務システムについて、本仕様で確認できないすべての事項については、現地調査にて確認を行うこととし、現地を訪問する前に必ず現地担当者あてに連絡の上、調査日時等を決定すること。
- (4) 落札者は、契約締結前までに契約金額の内訳を示した書類を下記に提出すること。
- (5) 本仕様について疑義が生じた場合は、双方協議の上、解決を図ることとする。

10 本件に係る問い合わせ先

宮崎労働局総務部総務課 会計第一係

TEL : 0985-38-8820

警備対象物件一覧

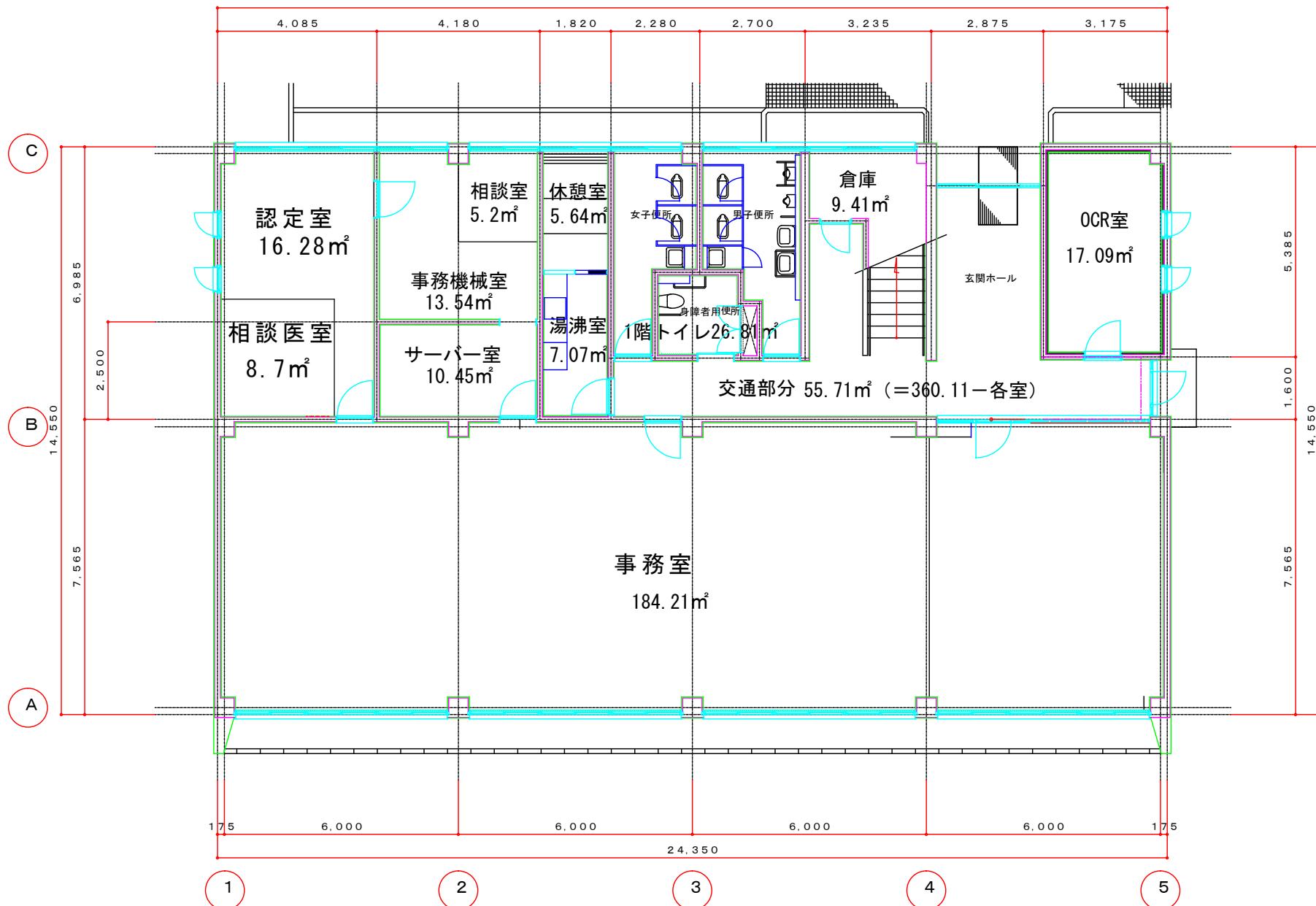
別紙1

番号	施設名	所在地	電話	連絡責任者	図面
1	宮崎労働基準監督署	宮崎市丸島町1-15	0985-29-6000	業務課長	①、②
2	延岡労働総合庁舎	延岡市大貫1-2885-1	0982-32-5435	庶務課長(延岡公共職業安定所)	③、④、⑤
3	日南労働基準監督署	日南市戸高1-3-17	0987-23-5277	監督・安衛課長	⑥、⑦
4	宮崎公共職業安定所	宮崎市柳丸町131	0985-23-2245 (51#)	庶務課長	⑧、⑨
5	日向公共職業安定所	日向市北町2丁目11番地	0982-52-4131	管理課長	⑩、⑪
6	日南公共職業安定所	日南市吾田西1丁目7番23号	0987-23-8609	管理課長	⑫、⑬、⑭
7	高鍋公共職業安定所	児湯郡高鍋町大字上江字高月8340	0983-23-0848	管理課長	⑮、⑯ ⑰、⑱
8	小林公共職業安定所	小林市大字細野367-5	0984-23-2171	管理課長	⑲
9	ハローワークプラザ宮崎	宮崎市大塚台西1丁目1-39	0985-62-4141	現地調査に係る問い合わせ先は宮崎公共職業安定所とする。	⑳
10	宮崎公共職業安定所別館会議室	宮崎市柳丸町127-3	0985-44-2571		㉑

※図面No. ⑪の法務局専有スペースは除く。

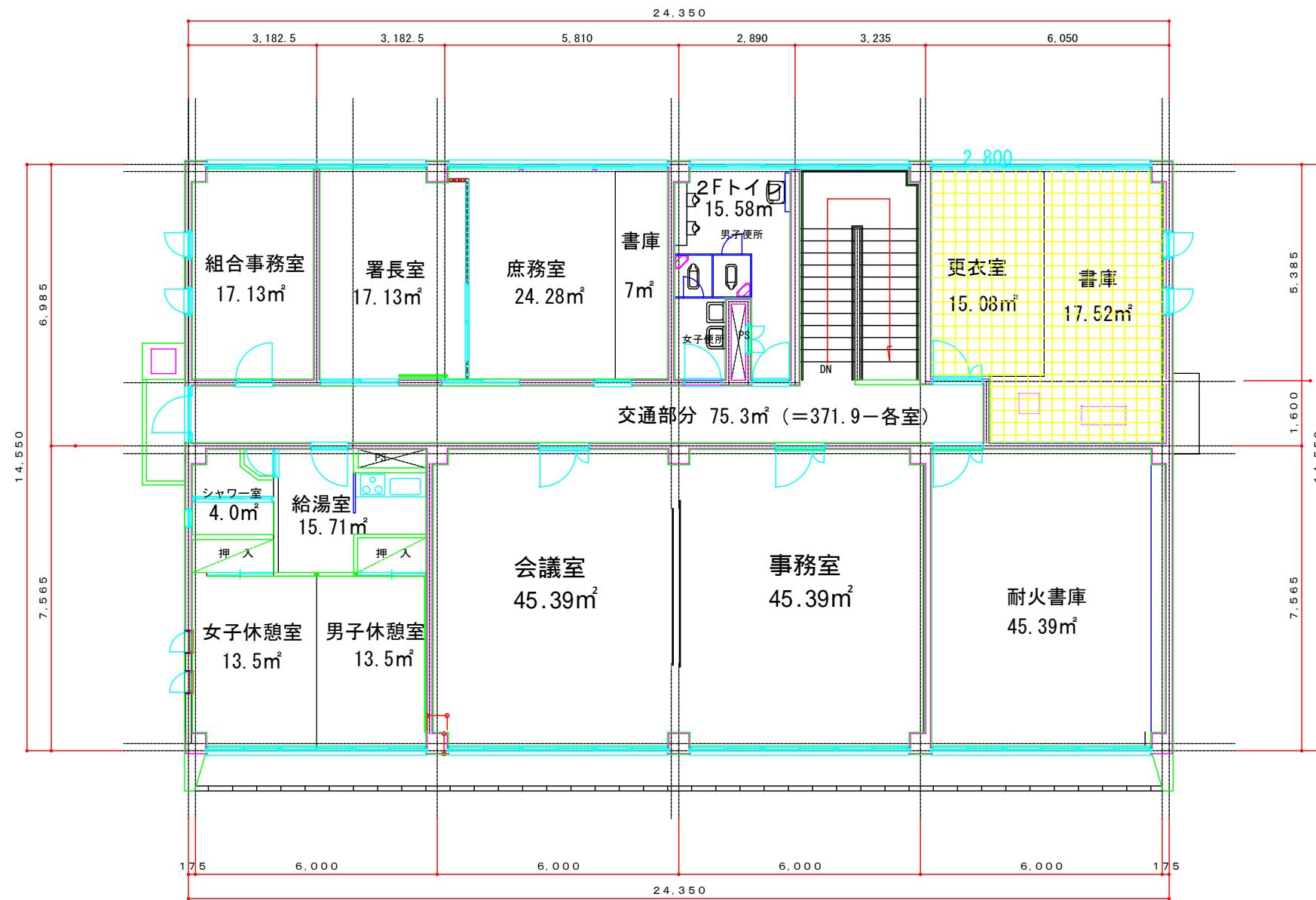
宮崎労働局

①



宮崎労働基準監督署 1階

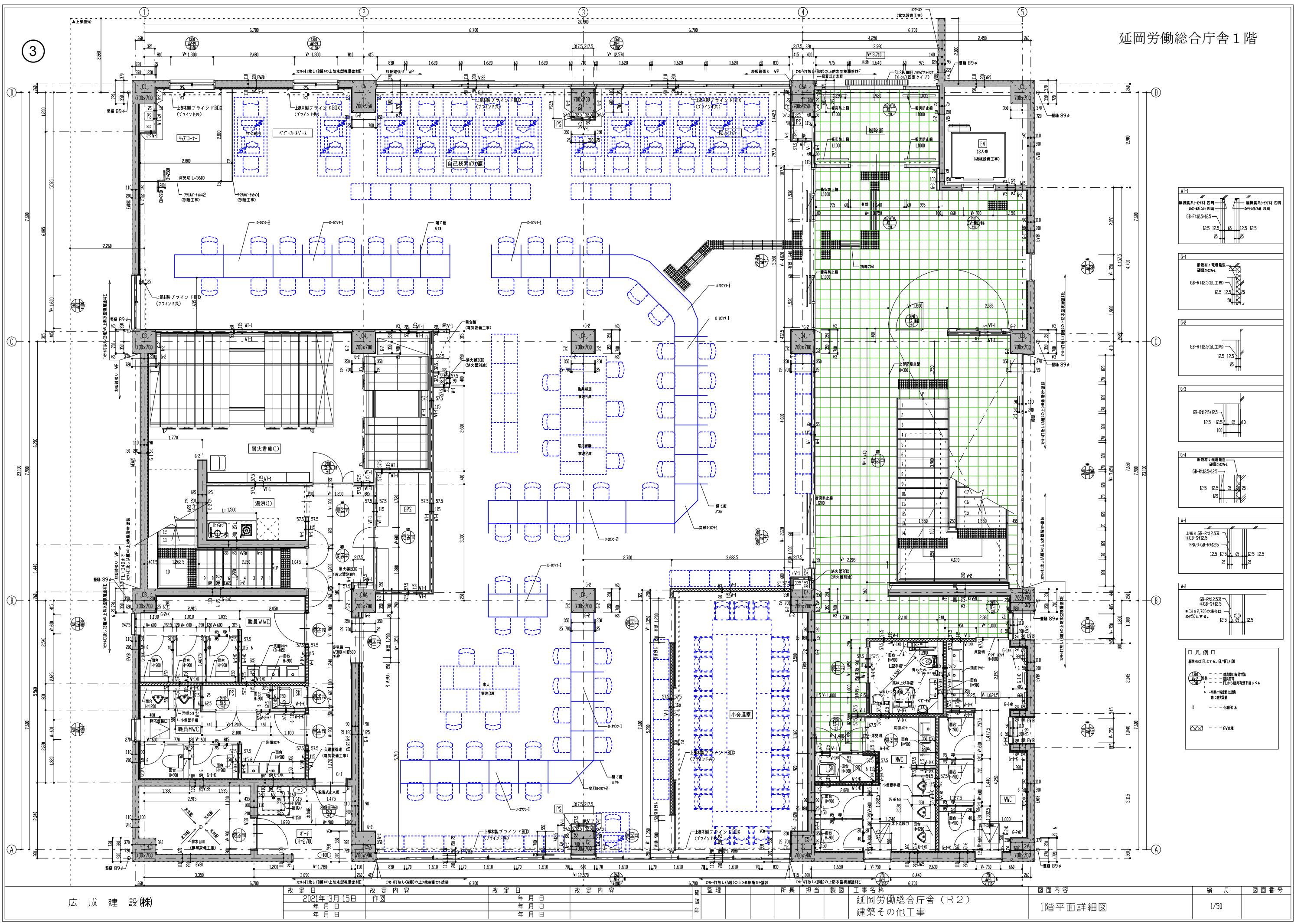
2



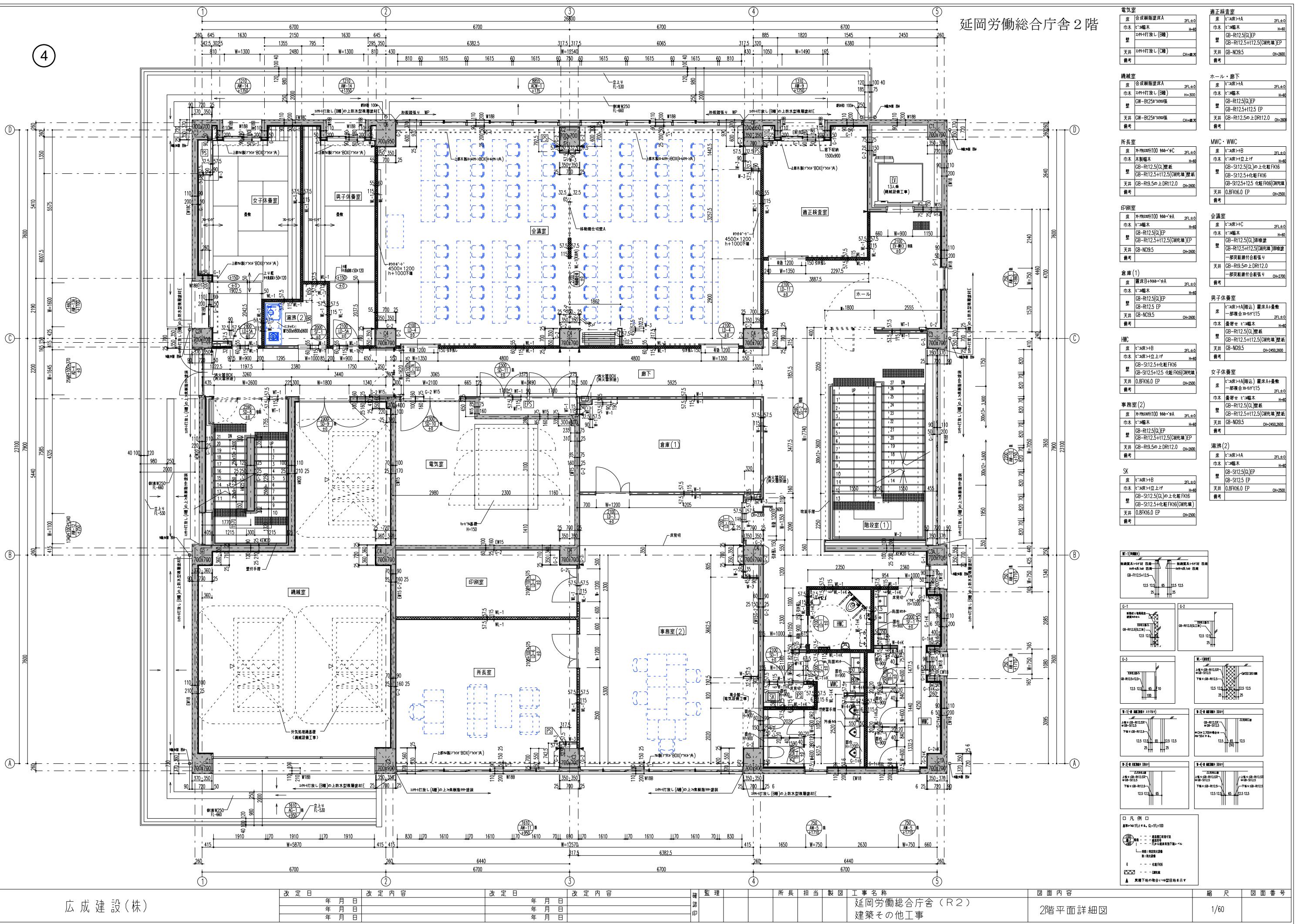
宮崎労働基準監督署 2階

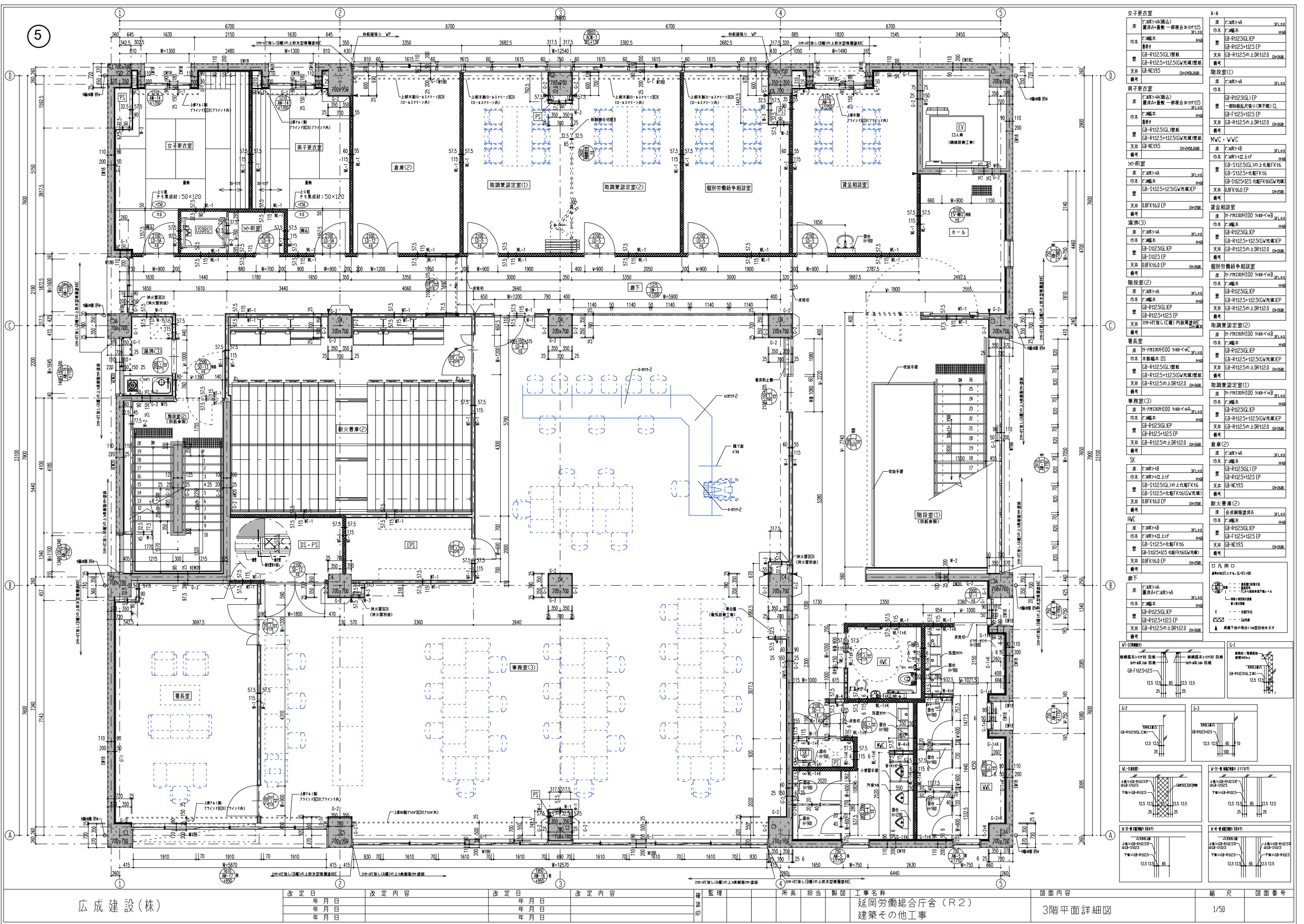
2階平面図

延岡労働総合庁舎 1 階

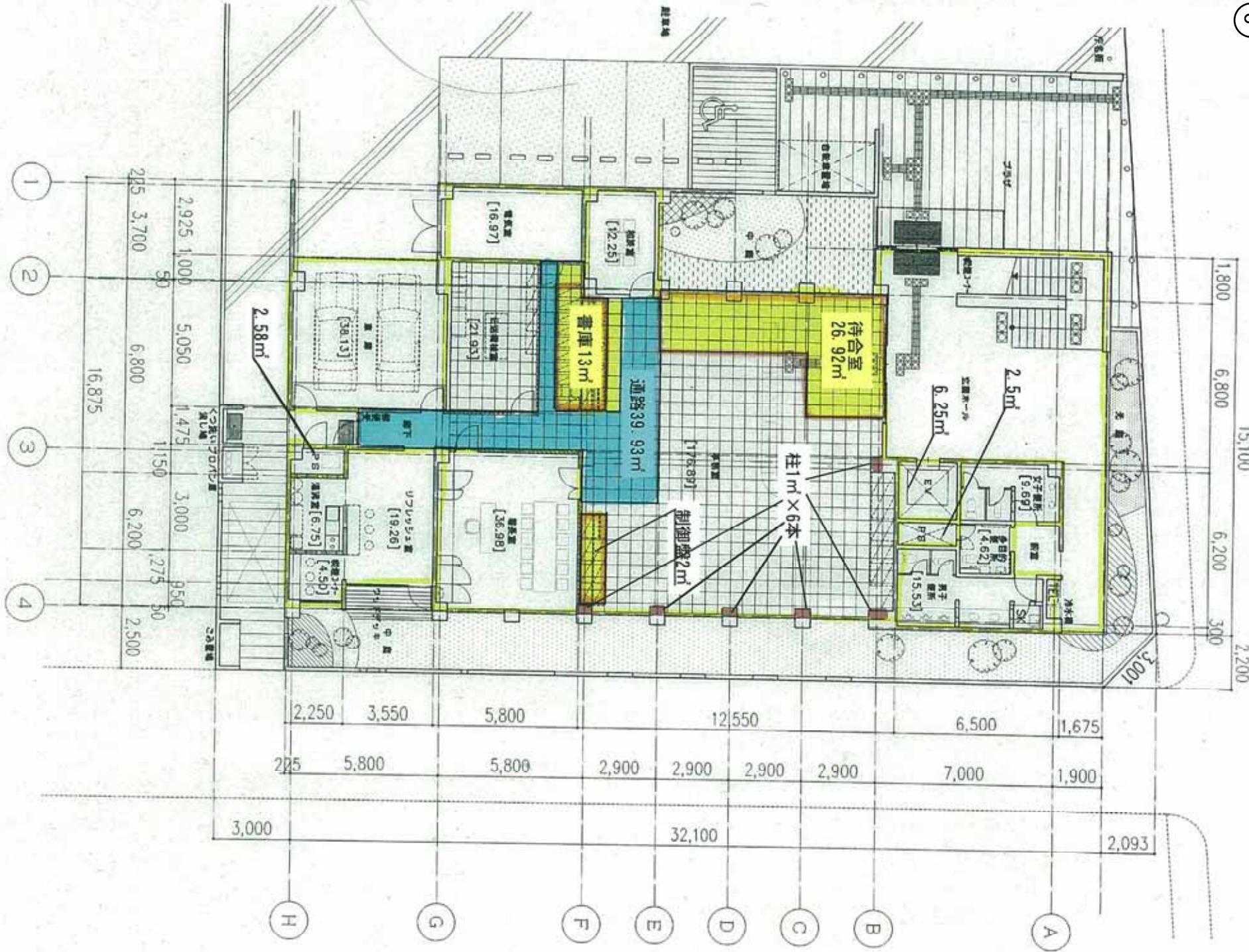


延岡労働総合庁舎 2階





9



1階平面図

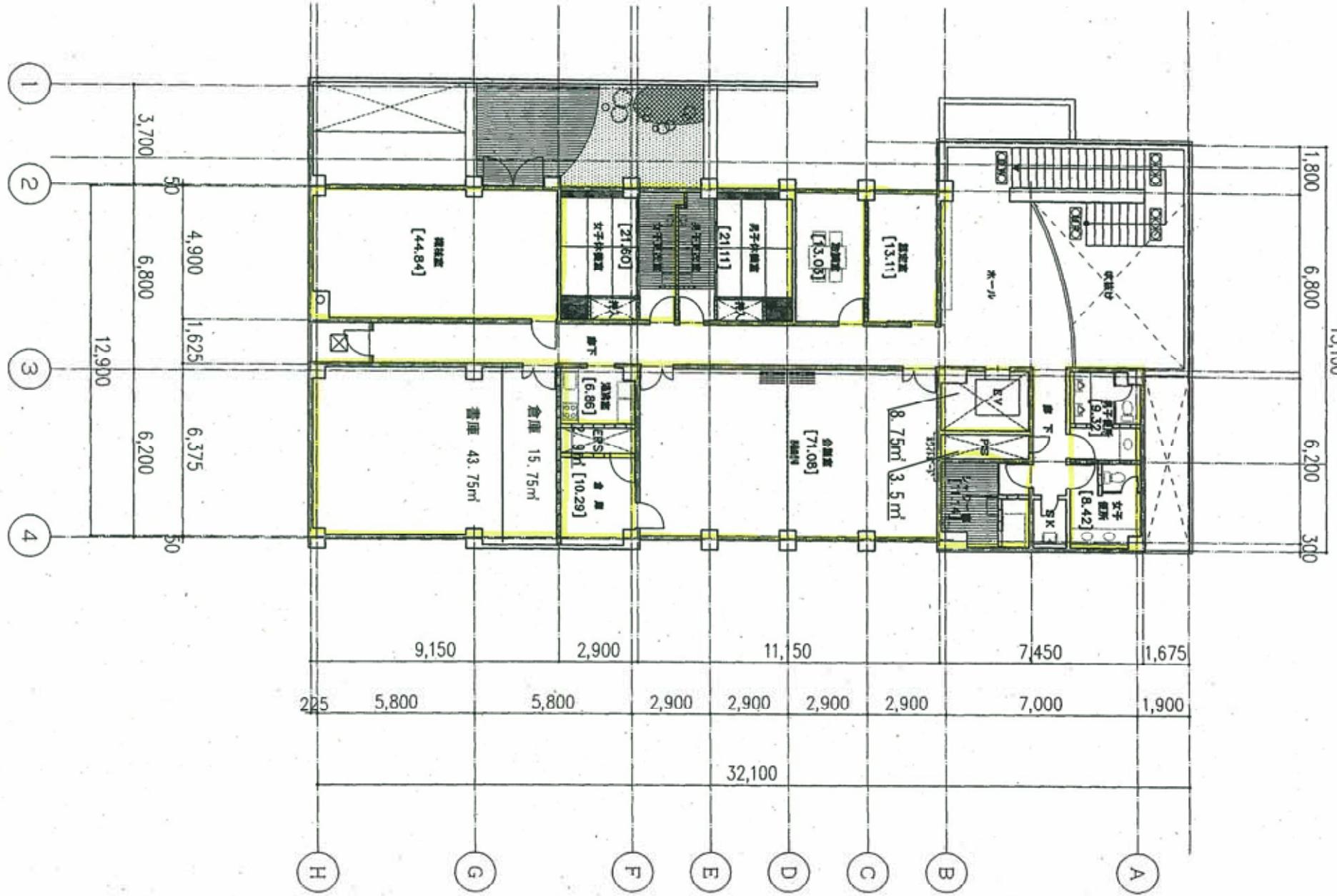
一 地圖 S : 1/200

—
—

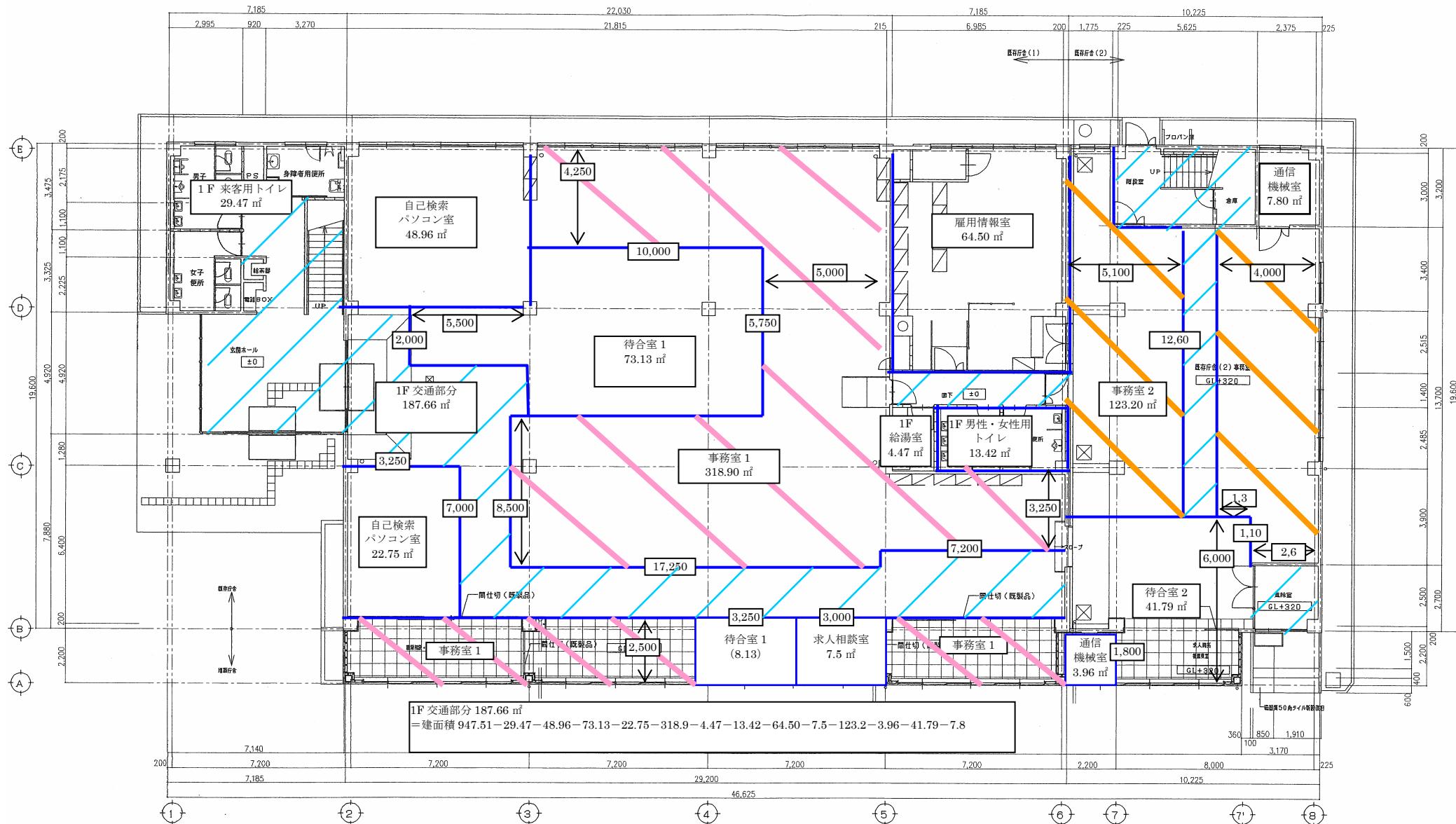
S : 1 / 200

2階平面図

2 頁 平面圖 S : 1/200

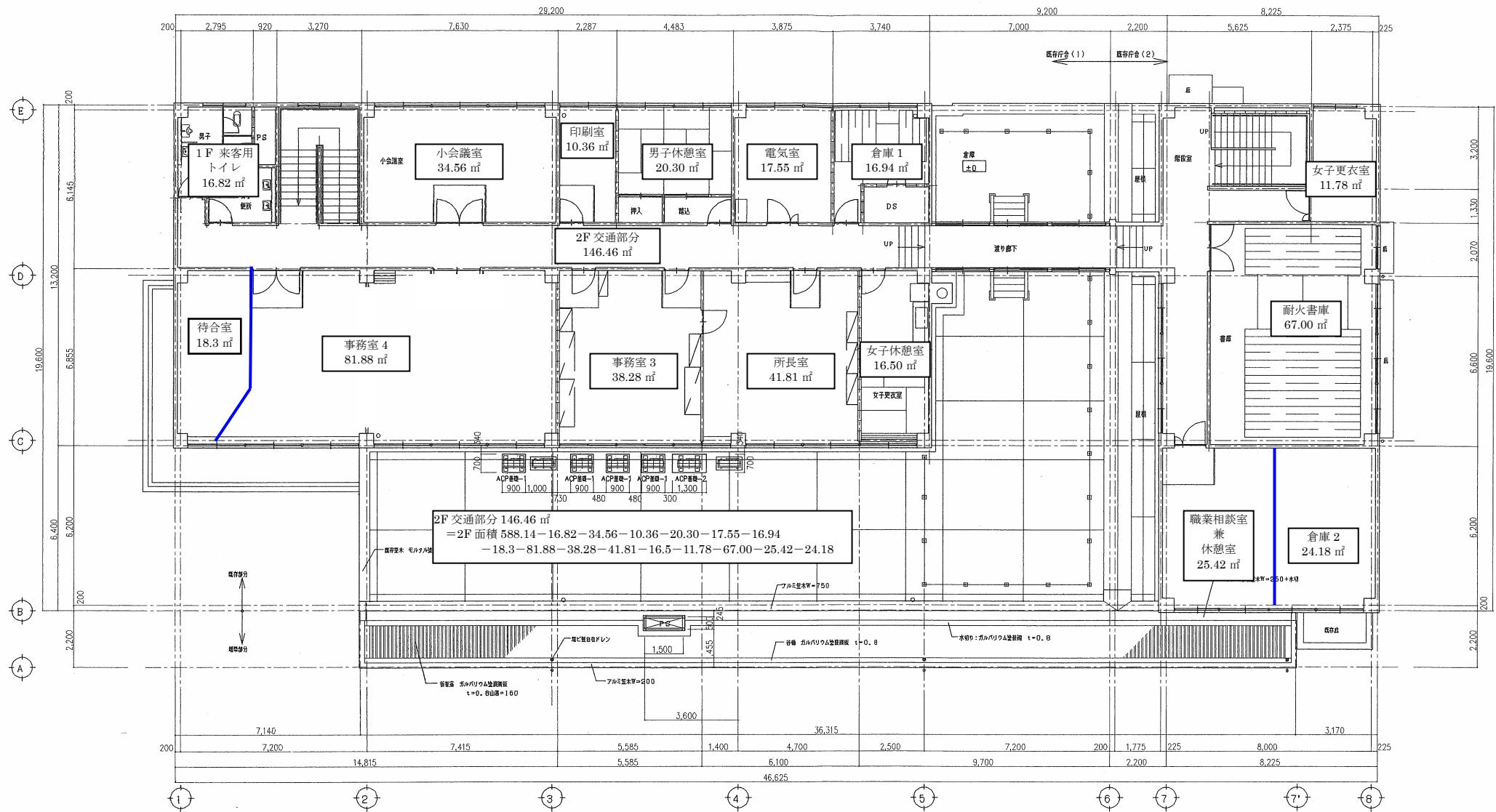


宮崎公共職業安定所 1 階



9

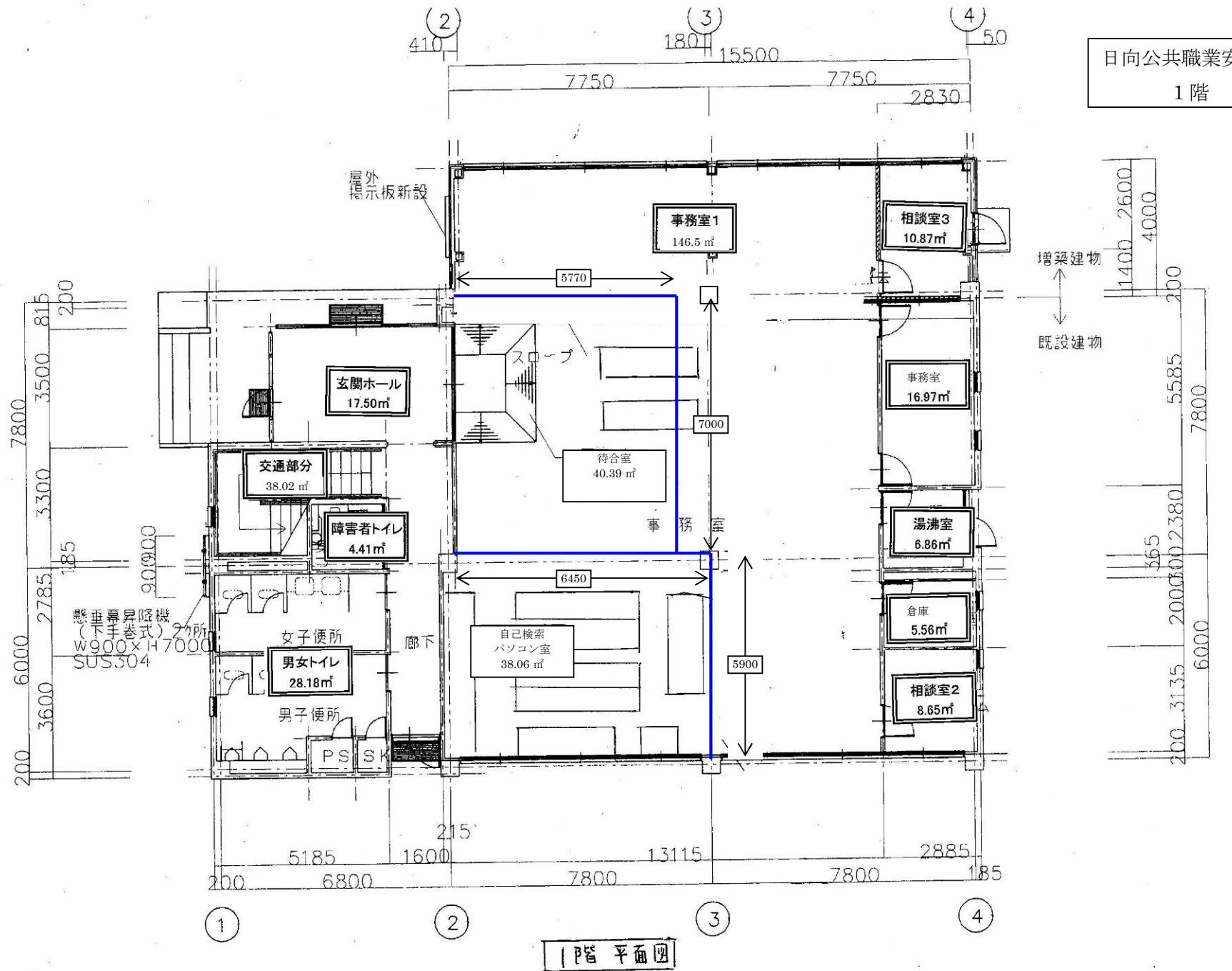
宮崎公共職業安定所 2 階



10

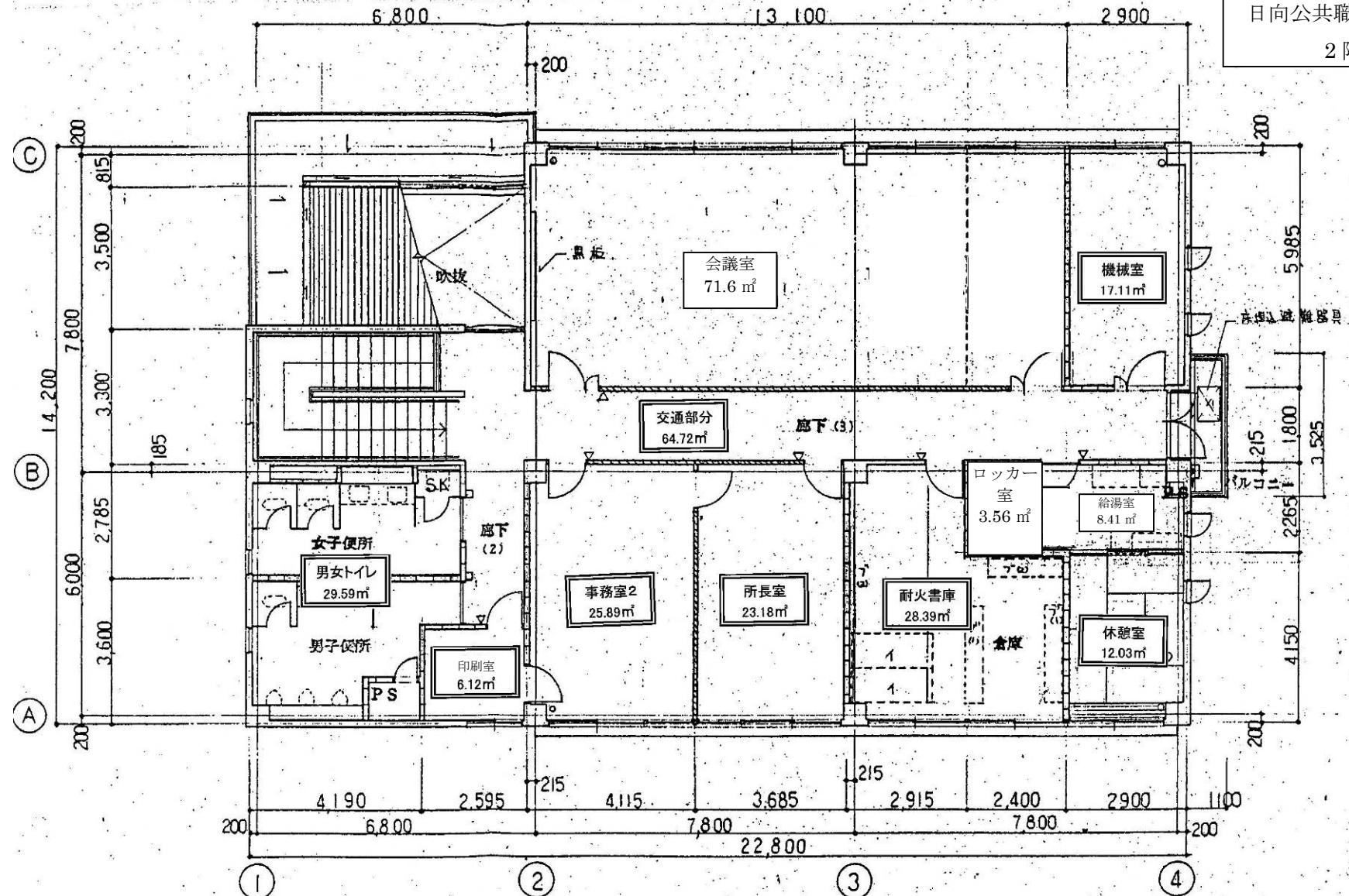
日向公共職業安定所

1 階



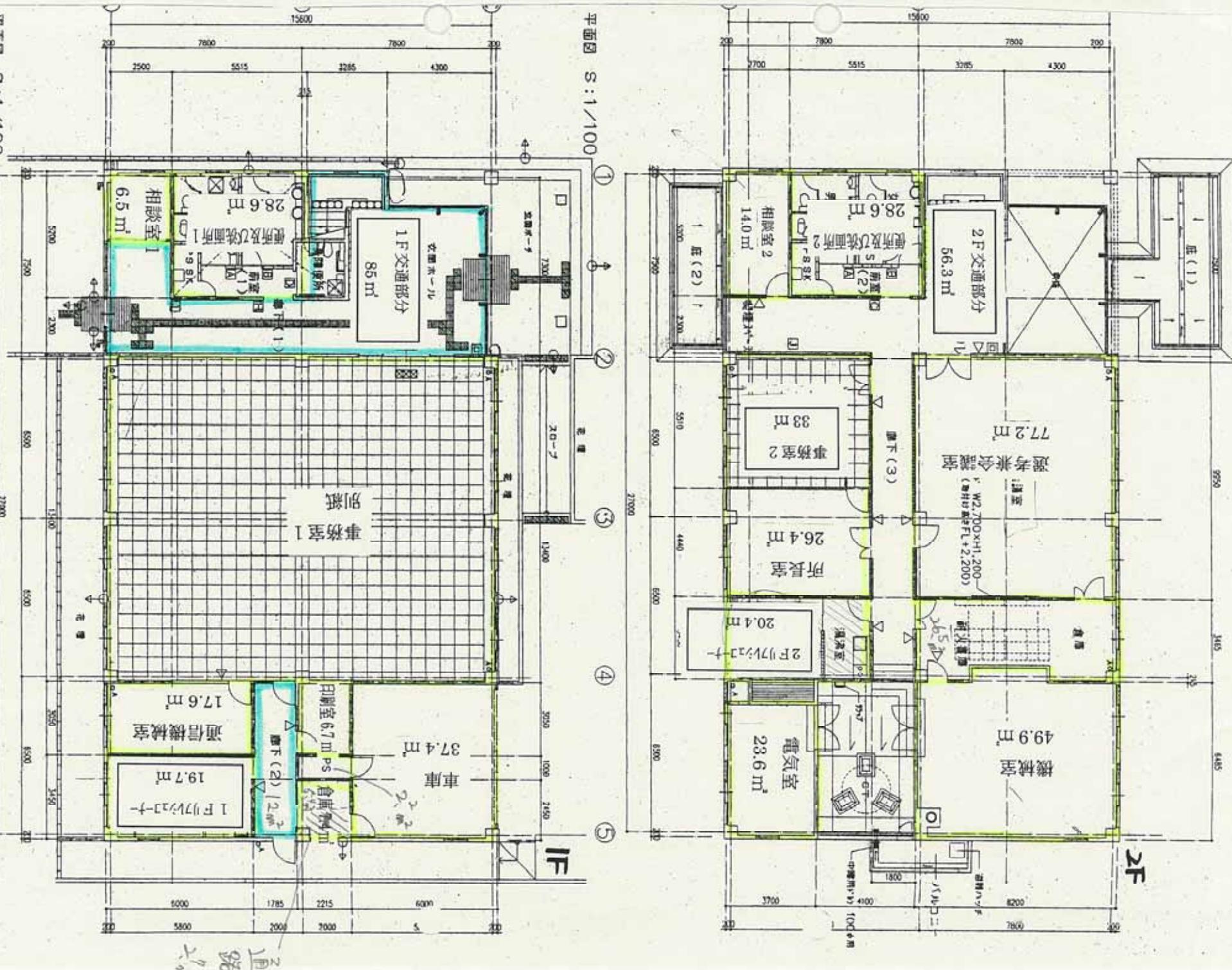
11

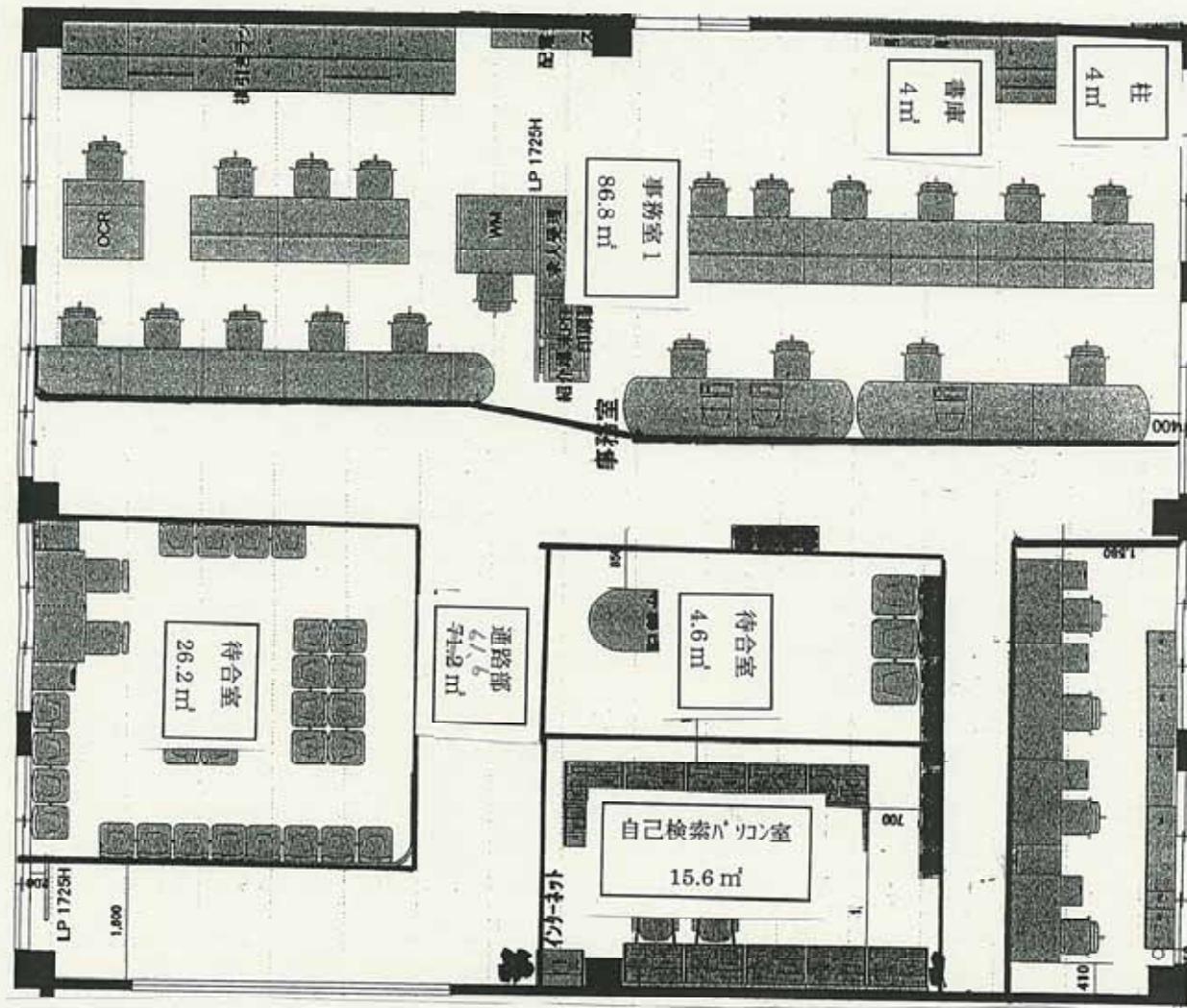
日向公共職業安定所
2階



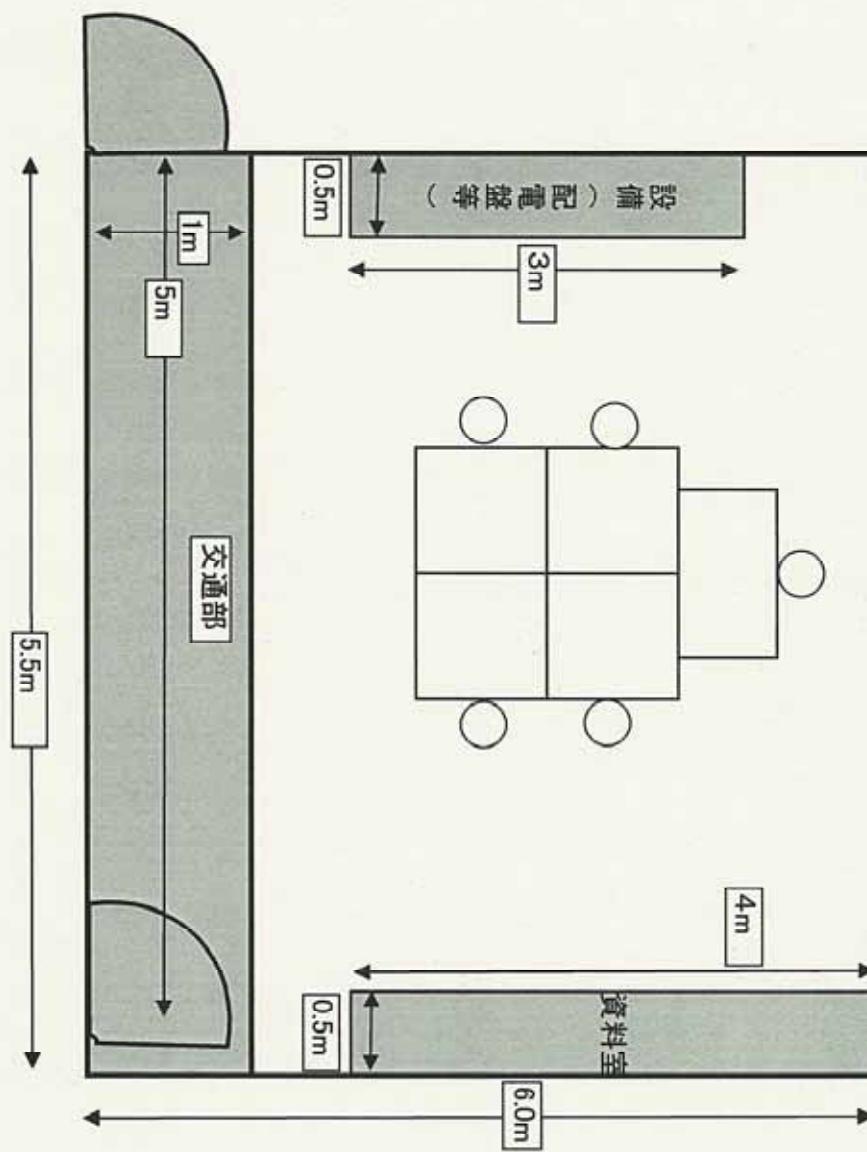
2倍平面図 S:1/100

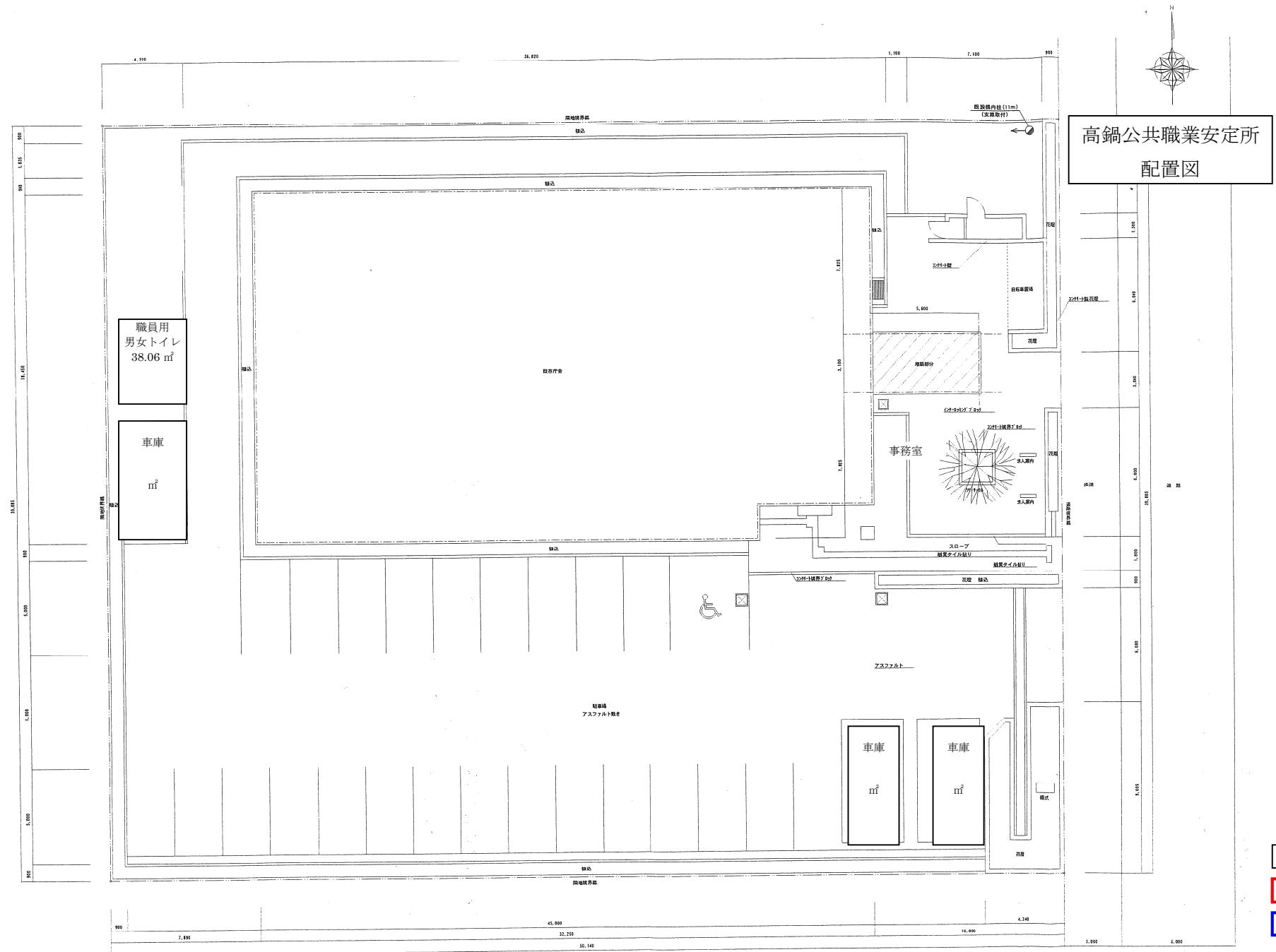
12

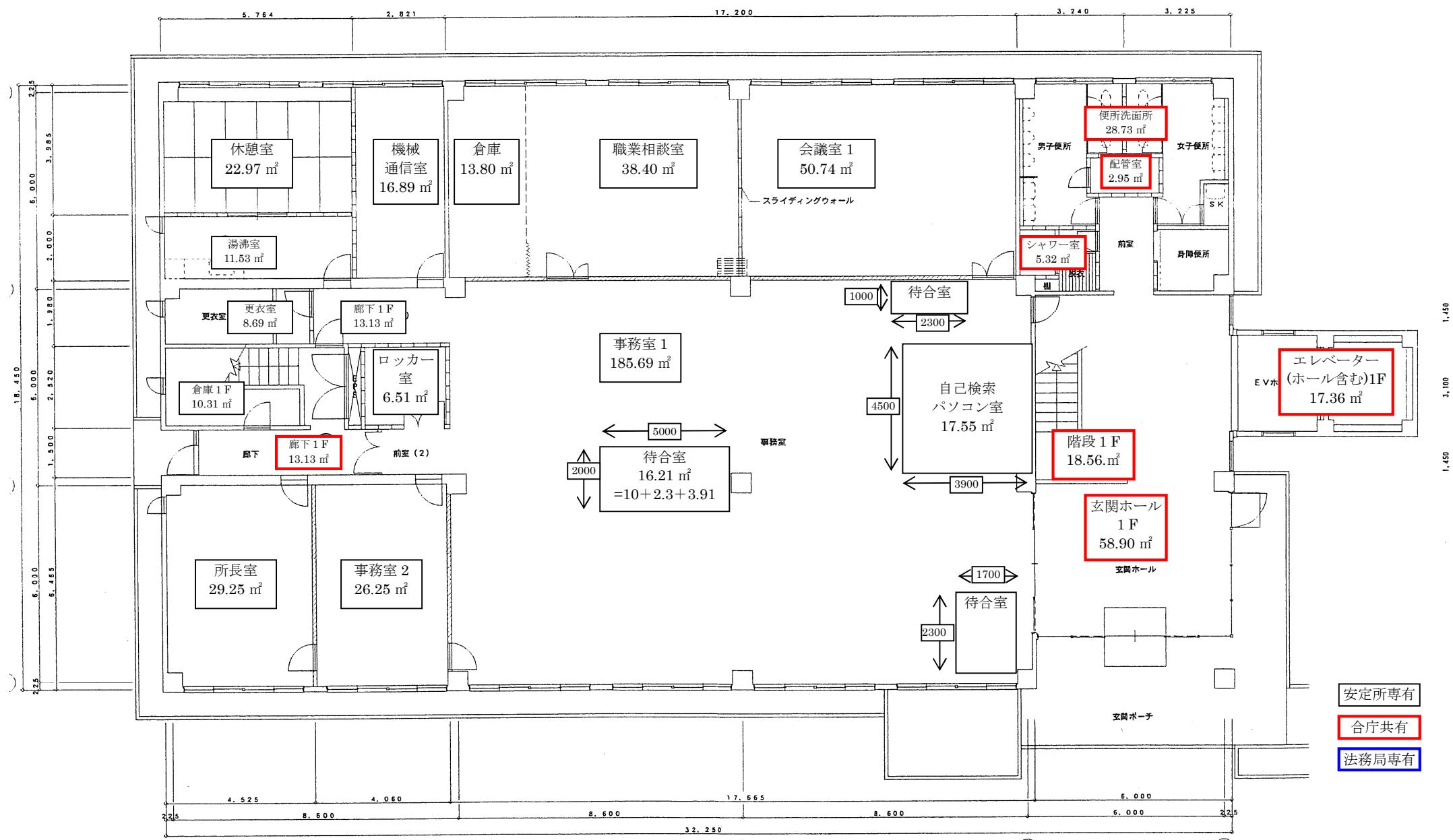


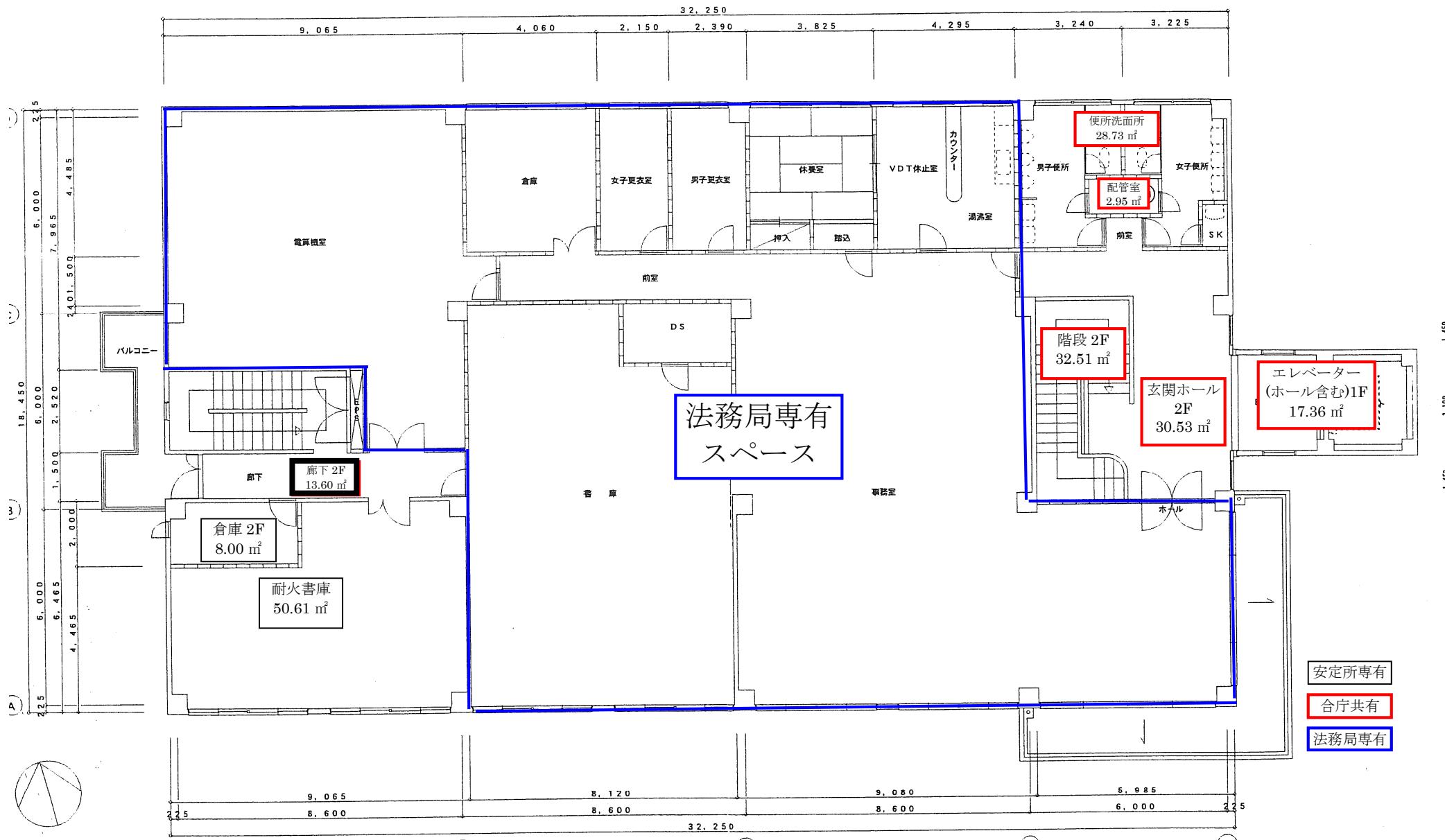
事務室 1 内訳 事務室 86.8 m²柱 4 m² (現有面積による) ×0.5×6+1×1書庫 4 m² (現有面積による)待合室 30.8 m² (現有面積による) ×26.2 m²+4.6 m²自己検索パソコン室 5.5 m² (基準による、現有 15.6 m²)通路部 70.2 m² (現有面積による)合計 202.8 m²

日南所
事務室2



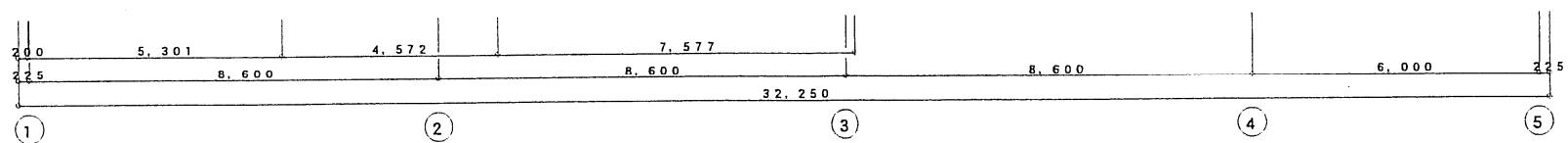
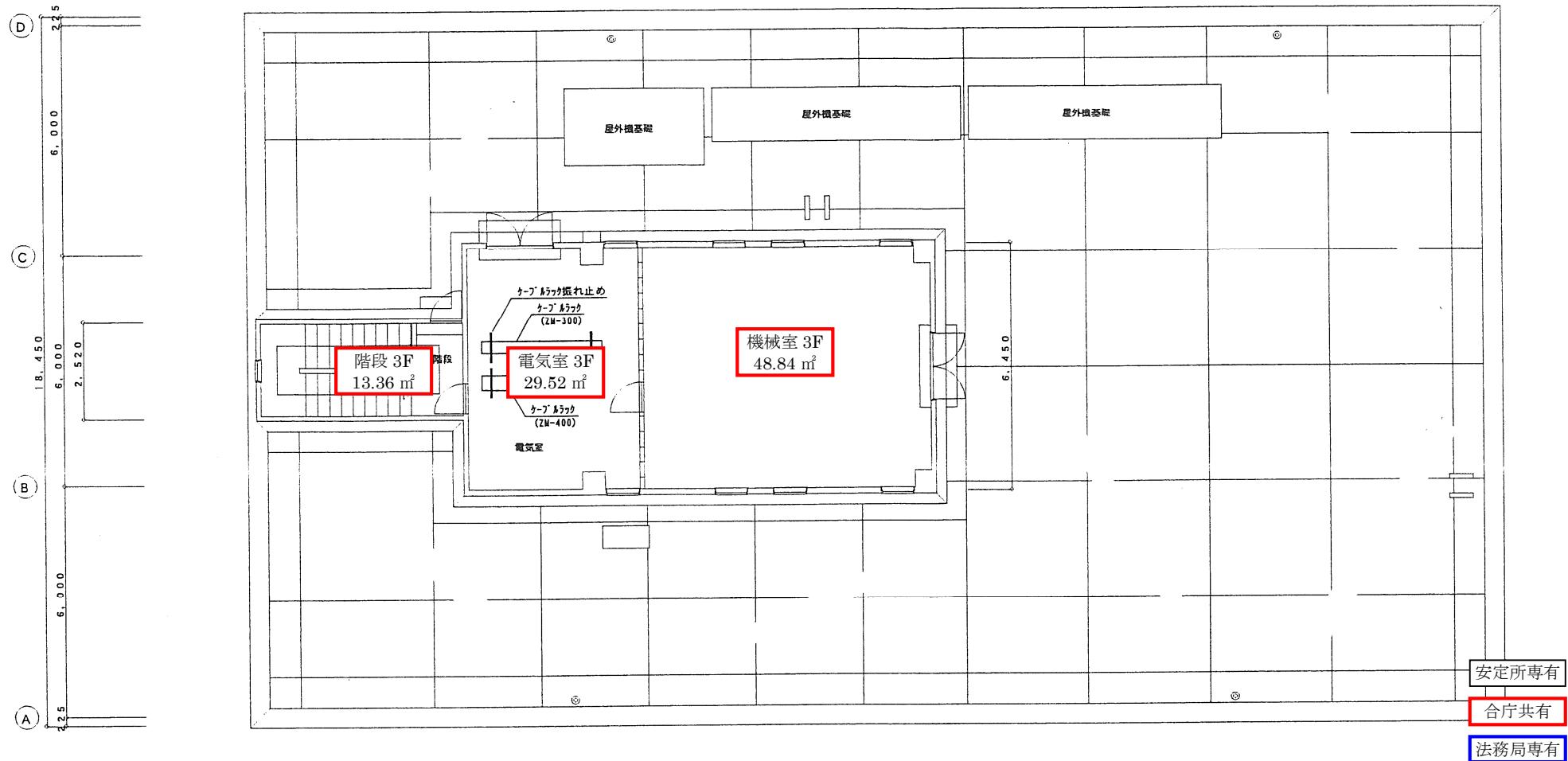


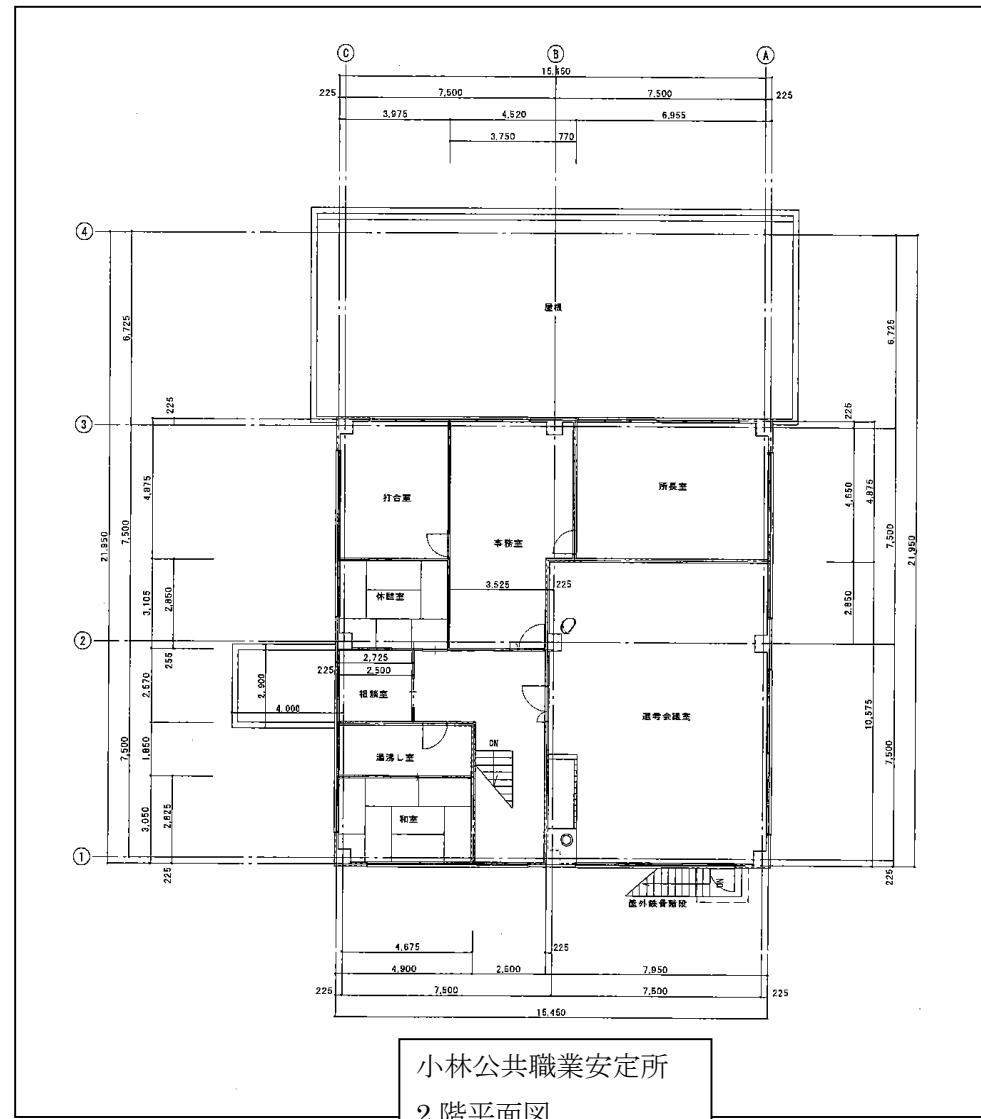
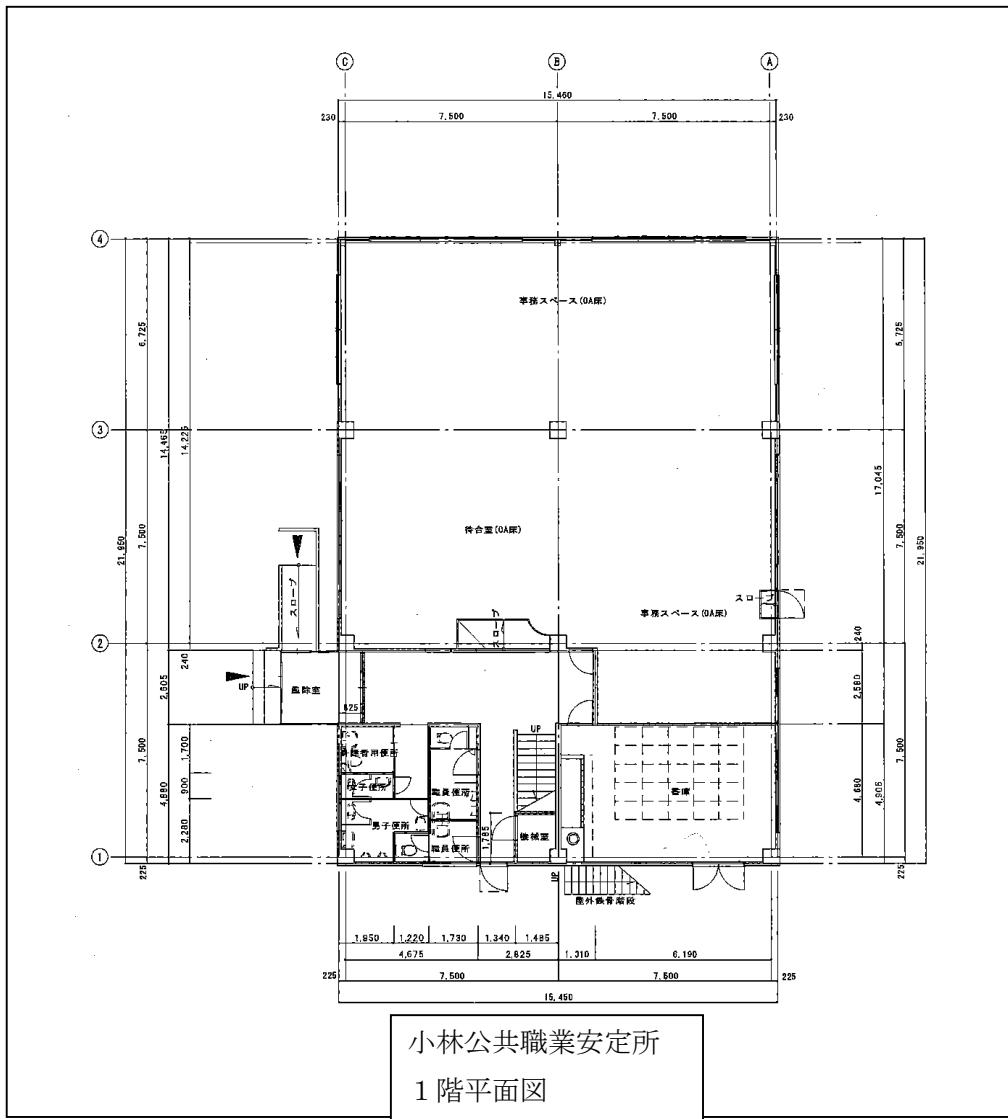




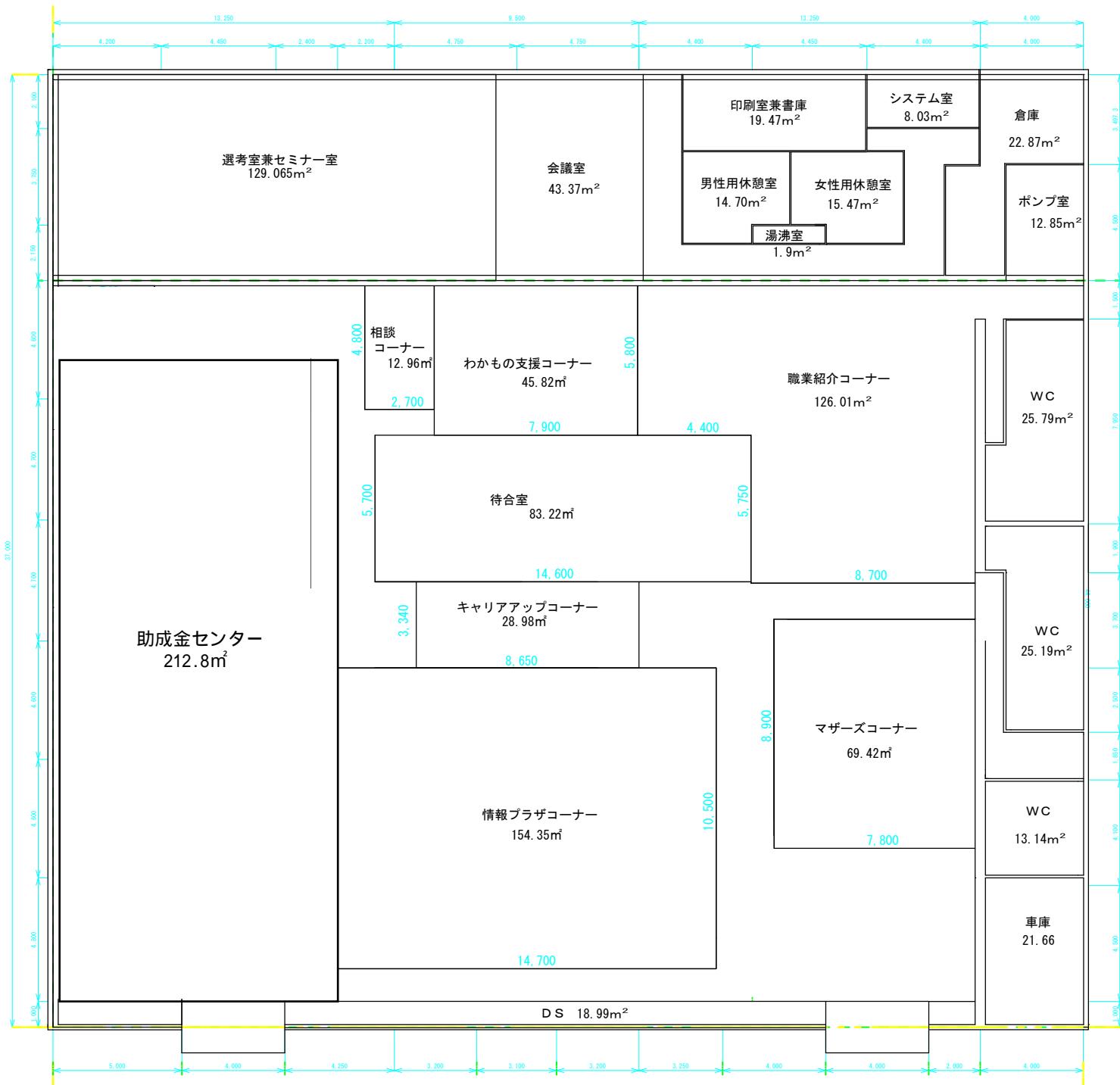
18

12, 149





(20)



$$\begin{aligned} \text{交通部分} &= \text{契約面積} - \text{各室} \\ 361.93\text{m}^2 &= 1449.00 - 1087.07 \end{aligned}$$

21

